

第4次 奈良市障害者福祉基本計画

第6期奈良市障害福祉計画
第2期奈良市障害児福祉計画



市長挨拶

はじめに

奈良市では、平成26年3月に「すべての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を基本理念とした「第3次奈良市障害者福祉基本計画」を策定し、障害のある人と障害のない人が「共に生きる」社会を目標に、まちづくりを進めてまいりました。



この計画の期間中、障害者総合支援法及び児童福祉法、発達障害者支援法の改正や障害者差別解消法の施行などのさまざまな法整備が進められました。社会福祉法の改正では「地域共生社会」の実現に向け、複雑化した地域が抱える課題に対応するための体制づくりについて掲げられています。

また、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大は本市の障害福祉においても大きな影響を与えています。

こうした状況の中、本市では「一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合い暮らしていけるわたしたちのまちづくり」を新たな基本理念に掲げ、障害者基本法に基づく「第4次奈良市障害者福祉基本計画」、障害者総合支援法に基づく「第6期奈良市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第2期奈良市障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しました。

今後はこの計画に基づき、一人ひとりが主役となり誰もが安心できる住みやすいまちをめざしていきます。

この計画を進めていくにあたっては、行政はもとより、市民、地域の関係機関や団体等との連携が不可欠になります。皆々様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましては、多大なご尽力をいただきました奈良市障害者計画等策定委員会委員の方々、アンケート調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様や関係各位に対し心から感謝申し上げます。

令和4年3月

奈良市長 仲川 けん

目次

《 総論 》	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と経緯	4
5 計画の推進体制	4
第2章 奈良市における障害者の現状	5
1 奈良市の人口	5
2 障害のある人の状況	6
3 アンケート調査からみる現状	10
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 施策の体系	21
3 各施策における重点施策	26
<hr/>	
《 各論 I 》 第4次奈良市障害者福祉基本計画	27
第1章 分野別施策の基本的方向	28
第1節 安全・安心な生活環境の整備	28
第2節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	30
第3節 防災・防犯等の推進	31
第4節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実	33
第5節 生活の支援	35
第6節 保健・医療の充実	38
第7節 雇用・就業、経済的な支援	42
第8節 教育の振興	44
第9節 文化芸術活動、スポーツ等の振興	46

《 各 論 Ⅱ 》第6期奈良市障害福祉計画 第2期奈良市障害児福祉計画	47
第1章 成果目標、サービス見込量等の実績	48
第1節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況	48
第2節 障害福祉サービス等の進捗状況	51
第2章 計画の成果目標(令和5年度末)	60
第1節 成果目標の設定の考え方	60
第2節 成果目標の設定	60
第3章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策	67
第1節 サービス見込量設定の考え方	67
第2節 訪問系サービス	67
第3節 日中活動系サービス	70
第4節 居住系サービス	78
第5節 相談支援	80
第4章 障害児支援の見込み及び確保方策	83
第1節 サービス見込量設定の考え方	83
第2節 障害児通所支援・障害児相談支援等	83
第5章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策	88
第1節 サービス目標量設定の考え方	88
第2節 市町村必須事業	88
第3節 その他の事業	96
<hr/>	
《 資 料 編 》	97
奈良市障害者計画等策定委員会規則	98
第4次奈良市障害者福祉基本計画・第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市 障害児福祉計画策定経緯	100
パブリックコメント結果	101
策定委員名簿	103

《 総論 》

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

奈良市では平成26年3月に『奈良市障害者福祉基本計画』を策定し「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を理念に掲げ各種施策を進めてきました。また、平成29年度には『第5期奈良市障害福祉計画(第1期奈良市障害児福祉計画を含む)』を策定し障害福祉サービス等の見込み量の確保のための方策を掲げています。

障害者福祉を取り巻く環境は、国全体の超高齢化社会を背景にした障害当事者の高齢化や介護する同居家族の高齢化、発達障害や医療的ケア児などをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、多様化・複雑化しています。

平成29年の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置付け、地域課題解決のために必要となる施策や体制の整備、各福祉分野を乗り越えて取り組むべき事項を定めることとされました。

さらに、平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことが

できるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることとなりました。

また、令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、複雑化・複合化した地域住民が抱える課題に対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本計画は、国・県の動向や上位計画にあたる奈良市総合計画の方向性を踏まえつつ、本市における障害者福祉の基本的な目標と施策の基本的な方針を示し、またこれまで取り組んだ障害者施策の実績や課題を確認するとともに、施策の一層の充実を図るためニーズに即した必要なサービス量などを位置付けるものです。

2 計画の位置づけ

障害者福祉基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市では障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画、及び児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画と一体的に策定します。

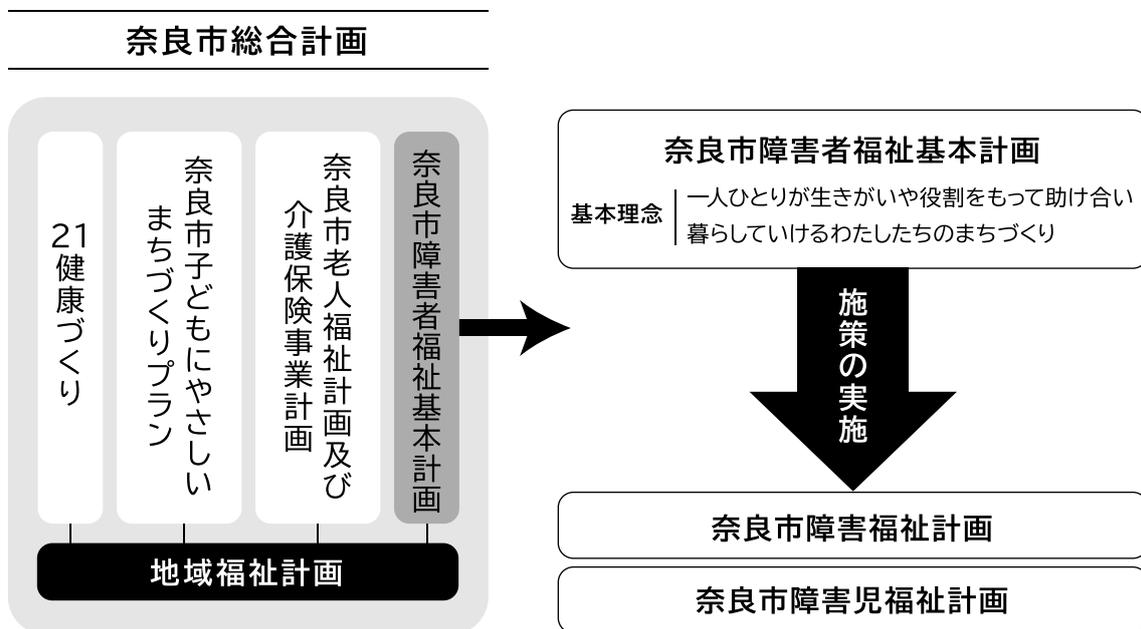
「第4次奈良市障害者福祉基本計画」は、本市の障害者施策の基本理念を実現するため、「第6期奈良市障害福祉計画」及び「第2期奈良市障害児福祉計画」は実施計画として生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また市政全般の基本施策を示す「奈良

市総合計画」や「奈良市地域福祉計画」を上位計画とし「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「奈良市子どもに

やさしいまちづくりプラン」等、関連個別計画と整合を図りながら策定します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本計画については令和4年度から令和8年度の5年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【計画の期間】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
奈良市障害者福祉基本計画	第3次計画			第4次計画					
奈良市障害福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
奈良市障害児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			

※第3次奈良市障害者福祉基本計画の計画期間は当初平成26年度から令和元年度としていましたが、障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的に策定するため、また総合計画など本市上位計画と整合性をとるため、終期を令和3年度に延長しました。

4 計画の策定体制と経緯

本計画は、「奈良市障害者計画等策定委員会規則」に基づき、学識経験者・社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者・その他市長が適当と認める者で構成される策定委員会で審議し、策定しました。

策定にあたっては、障害者の意向や障

害福祉サービスへのニーズを把握するため、手帳所持者等を対象としたアンケート調査及び、障害福祉サービス事業者へのアンケートを実施しました。また、広く市民からの意見を募るため、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進体制

(1) 連携・協力の確保

本市の障害者施策を推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。

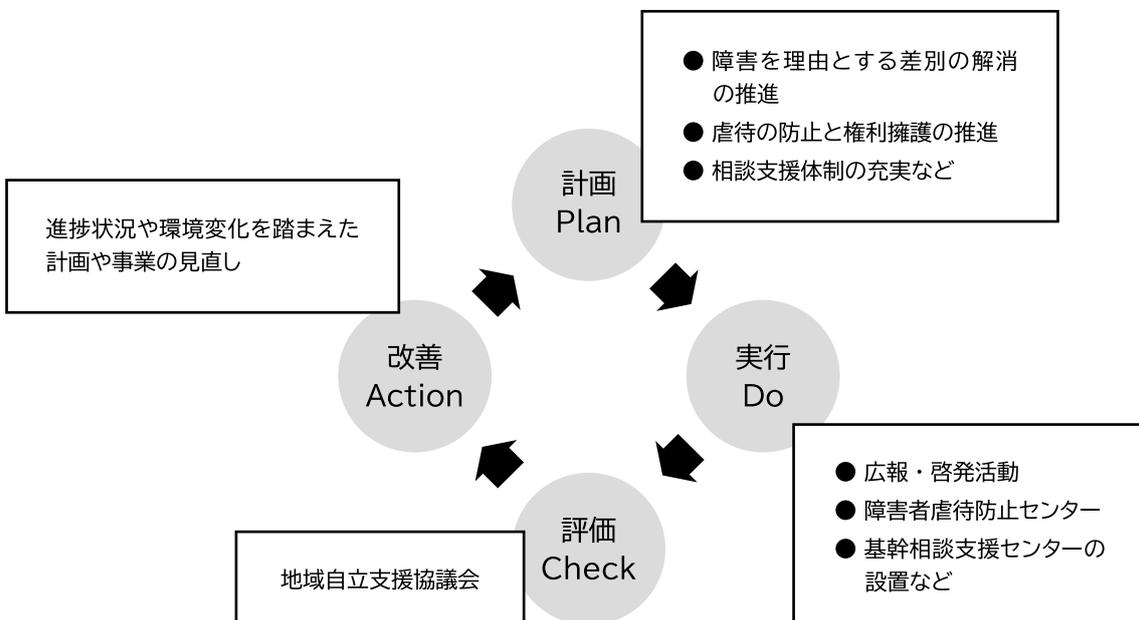
また、計画の推進には市民の理解や奈良市地域自立支援協議会をはじめ関係機

関・関係者との連携・協力が必要不可欠です。そのため障害者福祉施策に関する情報提供、広報・啓発活動等、関係機関・関係者との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

(2) 進捗状況の管理及び評価

毎年度、各施策の取組状況の報告を関係部署に求めるなど、進捗状況の自己管理を行い、本計画の着実な実現に努めます。

また、奈良市地域自立支援協議会と連携し、定期的に計画の成果目標等の進捗管理を行い、必要に応じて施策内容の見直しを行います。



第2章 奈良市における障害者の現状

1 奈良市の人口

(1) 人口の動向

本市の総人口は、平成12年をピークに減少傾向が続いており、平成28(2016)年から令和3(2021)年の推移をみると361,423人から354,287人へと、

7,136人減少しています。人口は減少している一方で、世帯数は同期間で6,063世帯増加しています。

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	361,423	359,666	358,155	356,352	355,529	354,287
世帯数	159,297	160,242	161,392	162,380	163,991	165,360

※ 各年4月1日現在

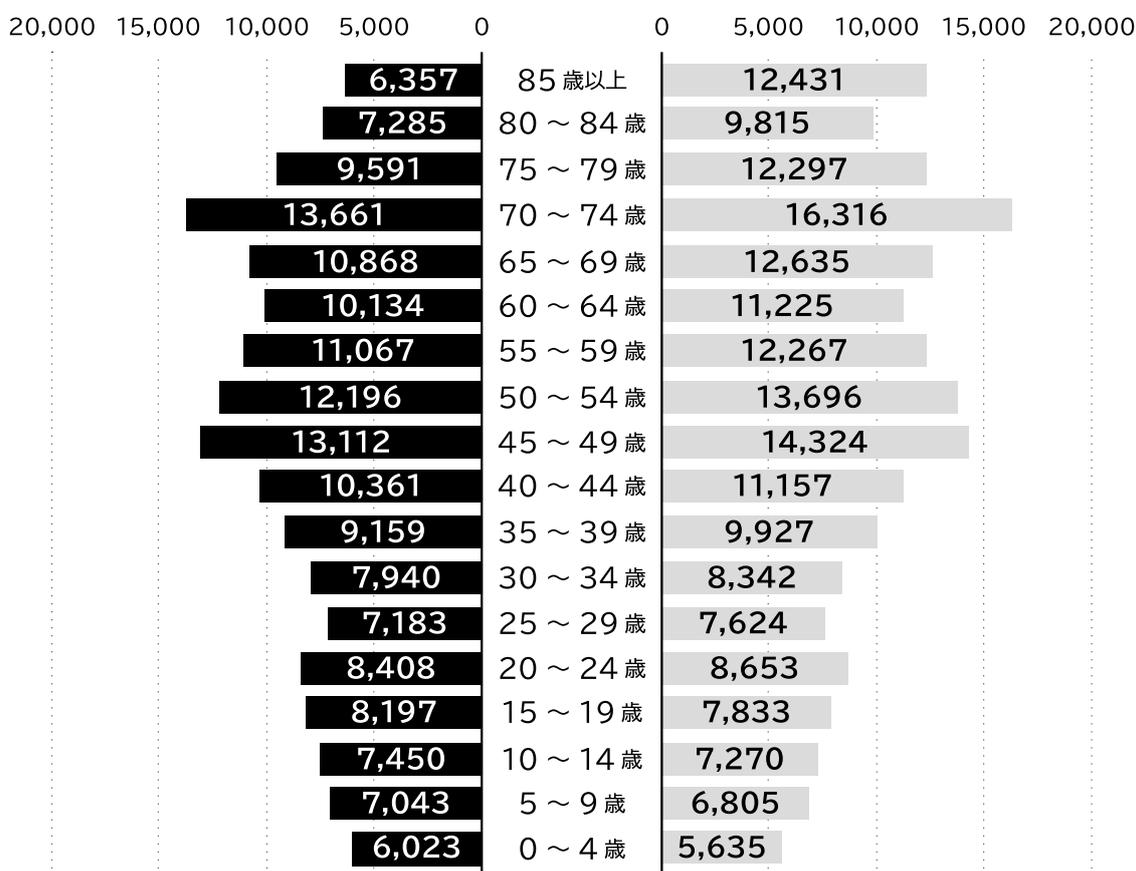
(2) 男女別・年齢層別の人口

年齢層別の人口では、いわゆる団塊の世代がすでに前期高齢者層に達しており、2025年には75歳以上の後期高齢者層

になります。一方、40歳未満はおおむねどの世代も1万人を下回っており、少子高齢化が進んでいる状況が見られます。

男性【166,035人】

女性【188,252人】



※令和3年4月1日現在

2 障害のある人の状況

(1) 手帳所持者の推移

① 障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (参考値)
総人口		359,666	358,155	356,352	355,529	354,287	353,550
身体障害者 手帳	人数	14,176	14,146	13,993	13,966	13,877	13,639
	割合	72.0%	70.9%	69.2%	67.8%	66.4%	65.4%
療育手帳	人数	2,701	2,774	2,851	2,933	3,012	3,020
	割合	13.7%	13.9%	14.1%	14.2%	14.4%	14.5%
精神障害者 保健福祉手 帳	人数	2,806	3,038	3,387	3,705	4,001	4,201
	割合	14.3%	15.2%	16.7%	18.0%	19.2%	20.1%
障害者手帳所持者 総数		19,683	19,958	20,231	20,604	20,890	20,860
総人口に占める 手帳所持者の割合		5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	5.9%

※ 奈良市総人口：平成28年度～令和2年度は翌年度の4月1日現在 令和3年度は10月1日現在

※ 各手帳人数：平成28年度～令和2年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在
令和3年度は9月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在

障害者手帳所持者の5年間の伸び

(単位：人)

	平成28年度	令和2年度	増減率
身体障害者手帳	14,176	13,877	△2.1%
療育手帳	2,701	3,012	11.5%
精神障害者保健福祉手帳	2,806	4,001	42.6%
障害者手帳所持者総数	19,683	20,890	6.1%

② 障害支援区分認定者の状況

(単位：人)

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和元年度	人数	4	207	784	672	462	512	2,641
	割合	0.2%	7.8%	29.7%	25.4%	17.5%	19.4%	100%
令和2年度	人数	6	230	843	680	470	519	2,748
	割合	0.2%	8.4%	30.7%	24.7%	17.1%	18.9%	100%
令和3年度	人数	8	238	870	714	473	550	2,853
	割合	0.3%	8.3%	30.5%	25.0%	16.6%	19.3%	100%

※ 各年度3月末日現在、令和3年度は9月末日現在

(2) 身体障害者の状況

① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (参考値)
0～17歳*	人数	266	254	247	233	220	224
	割合	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%
18～64歳	人数	3,353	3,570	3,254	3,213	3,117	3,067
	割合	23.7%	25.2%	23.3%	23.0%	22.5%	22.5%
65歳以上	人数	10,557	10,322	10,492	10,520	10,540	10,348
	割合	74.4%	73.0%	75.0%	75.3%	76.0%	75.9%
合計	人数	14,176	14,146	13,993	13,966	13,877	13,639

※ 各年度3月末日現在、令和3年度は9月末日現在

*0～17歳の身体障害者手帳所持者の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (参考値)
0～5歳	人数	57	52	49	44	32	40
	割合	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%
6～14歳	人数	151	145	143	134	125	122
	割合	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
15～17歳	人数	58	57	55	55	63	62
	割合	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
0歳～17歳	人数	266	254	247	233	220	224
合計	割合	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%

※ 各年度3月末日現在、令和3年度は9月末日現在

② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (参考値)
1級	人数	4,164	4,200	4,181	4,205	4,229	4,122
	割合	29.4%	29.7%	29.9%	30.1%	30.5%	30.2%
2級	人数	1,935	1,908	1,873	1,883	1,862	1,825
	割合	13.6%	13.5%	13.4%	13.5%	13.4%	13.4%
3級	人数	2,560	2,522	2,437	2,392	2,349	2,351
	割合	18.1%	17.8%	17.4%	17.1%	16.9%	17.2%
4級	人数	3,830	3,793	3,768	3,729	3,707	3,612
	割合	27.0%	26.8%	26.9%	26.7%	26.7%	26.5%
5級	人数	868	871	881	898	884	868
	割合	6.1%	6.2%	6.3%	6.4%	6.4%	6.4%
6級	人数	819	852	853	859	846	861
	割合	5.8%	6.0%	6.1%	6.2%	6.1%	6.3%
合計	人数	14,176	14,146	13,993	13,966	13,877	13,639

※ 各年度3月末日現在、令和3年度は9月末日現在

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
重度障害者 (1級・2級)	人数	6,099	6,108	6,054	6,088	6,091	5,947
	割合	43.0%	43.2%	43.3%	43.6%	43.9%	43.6%

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

③ 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
視覚障害	人数	880	863	853	868	865	849
	割合	6.2%	6.1%	6.1%	6.2%	6.2%	6.2%
聴覚・平衡 機能障害	人数	1,207	1,204	1,196	1,206	1,193	1,187
	割合	8.5%	8.5%	8.6%	8.6%	8.6%	8.7%
音声・言語	人数	151	152	142	148	135	133
	割合	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%
肢体不自由	人数	7,624	7,546	7,407	7,314	7,202	7,028
	割合	53.8%	53.3%	52.9%	52.4%	51.9%	51.5%
内部障害	人数	4,314	4,381	4,395	4,430	4,482	4,442
	割合	30.4%	31.0%	31.4%	31.7%	32.3%	32.6%
合計	人数	14,176	14,146	13,993	13,966	13,877	13,639

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

(3) 知的障害者の状況

① 年齢別の療育手帳所持者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
0～17 歳*	人数	865	871	864	866	870	854
	割合	32.0%	31.4%	30.3%	29.5%	28.9%	28.3%
18～64 歳	人数	1,729	1,748	1,813	1,881	2,018	2,042
	割合	64.0%	63.0%	63.6%	64.1%	67.0%	67.6%
65 歳以上	人数	107	155	174	186	124	124
	割合	4.0%	5.6%	6.1%	6.4%	4.1%	4.1%
合計	人数	2,701	2,774	2,851	2,933	3,012	3,020

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

*0～17 歳の療育手帳所持者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
0～5 歳	人数	124	100	94	92	84	81
	割合	4.7%	3.6%	3.3%	3.1%	2.8%	2.7%
6～14 歳	人数	526	546	540	547	556	549
	割合	19.4%	19.7%	18.9%	18.6%	18.5%	18.2%
15～17 歳	人数	215	225	230	227	230	224
	割合	7.9%	8.1%	8.1%	7.7%	7.6%	7.4%
0 歳～17 歳 合計	人数	865	871	864	866	870	854
	割合	32.0%	31.4%	30.3%	29.5%	28.9%	28.3%

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

② 判定別の療育手帳所持者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
A (1・2)	人数	1,183	1,217	1,256	1,276	1,281	1,287
	割合	43.8%	43.9%	44.1%	43.5%	42.5%	42.6%
B (1・2)	人数	1,518	1,557	1,595	1,657	1,731	1,733
	割合	56.2%	56.1%	55.9%	56.5%	57.5%	57.4%
合計	人数	2,701	2,774	2,851	2,933	3,012	3,020

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

(4) 精神障害者の状況

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
1 級	人数	355	411	442	512	563	599
	割合	12.7%	13.5%	13.0%	13.8%	14.1%	14.3%
2 級	人数	1,792	1,904	2,123	2,304	2,435	2,551
	割合	63.8%	62.7%	62.7%	62.2%	60.9%	60.7%
3 級	人数	659	723	822	889	1,003	1,051
	割合	23.5%	23.8%	24.3%	24.0%	25.1%	25.0%
合計	人数	2,806	3,038	3,387	3,705	4,001	4,201

※ 各年度 6 月末日現在

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
受給者人数		4,572	4,763	5,041	5,383	5,654	6,248

※ 各年度 6 月末日現在

③ 精神障害者医療費助成受給資格者の状況

		平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (参考値)
1 級	人数	215	257	286	313	330	347
	割合	16.1%	16.2%	16.0%	15.9%	16.2%	16.5%
2 級	人数	1,123	1,332	1,496	1,661	1,713	1,759
	割合	83.9%	83.8%	84.0%	84.1%	83.8%	83.5%
合計	人数	1,338	1,589	1,782	1,974	2,043	2,106

※ 各年度 3 月末日現在、令和 3 年度は 9 月末日現在

3 アンケート調査からみる現状

(1) 市民アンケート

📄 調査目的

本調査は、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障害のある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

📊 調査対象と回収率

	0～17才	18才～64才	65才以上	小計
身体障害者手帳所持者	233	468	934	1,635
療育手帳	126	274	186	586
精神障害者保健福祉手帳	140		519	659
発達障害児（診断書有）	120		0	120
合計				3,000

調査対象：無作為抽出、人口比に応じて調査対象数を設定

回収数（回収率）：1,319 件（44.0%）

内訳：身体障害 650 件、知的障害 185 件、精神障害 224 件、障害児 290 件

※重複障害の場合はダブルカウント

📄 調査方法

郵送配布回収、Web アンケート

🕒 調査期間

令和2年11月24日～令和2年12月28日

■ 調査結果の概要

アンケート調査結果より、主に暮らし方や生活に係る設問及び回答を以下に抽出しました。

問 15 あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

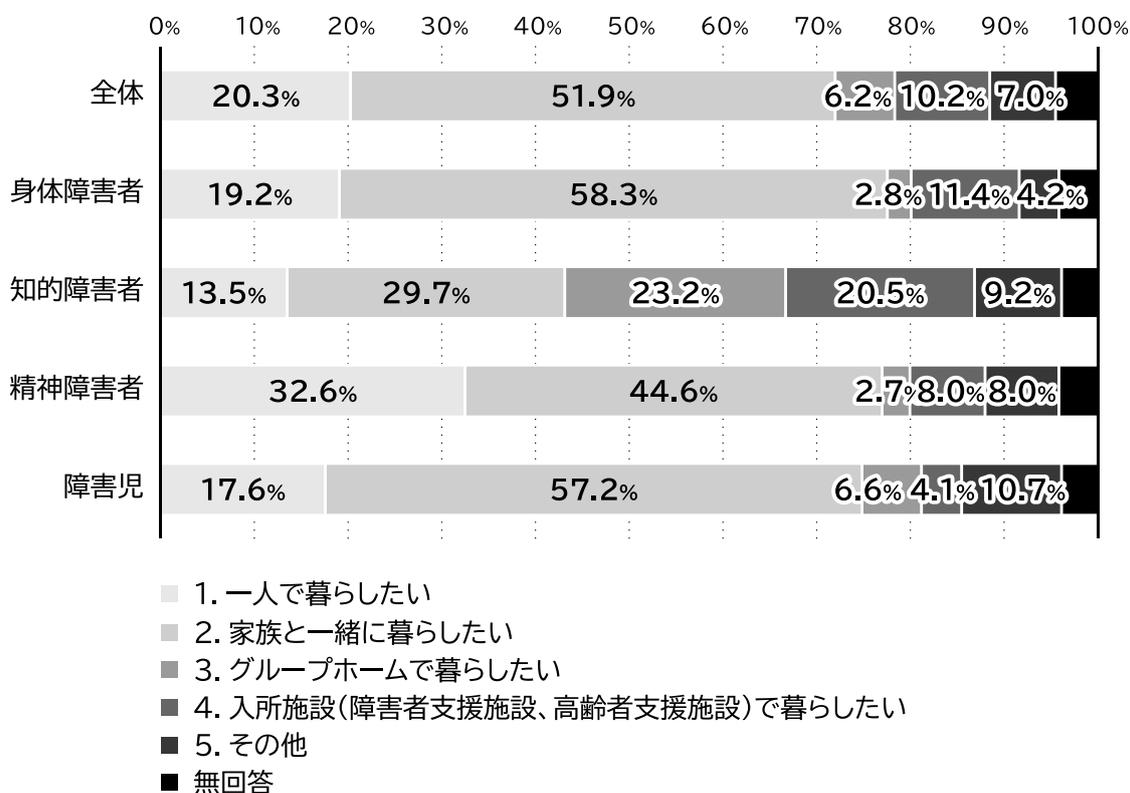
1. 一人で暮らしたい
2. 家族と一緒に暮らしたい
3. グループホームで暮らしたい
4. 入所施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
5. その他

全体では、「家族と一緒に暮らしたい」が51.9%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が20.3%となっています。障害別では、身体障害者、精神障害者、障害児では「家族と一緒に」が40～60%程度と高くなっていますが、知的障害者では、「家族」に次いで、「グループ

ホームで暮らしたい（23.2%）、「入所施設で暮らしたい（20.5%）」など家族と離れて住む希望が同程度に高くなっています。また、精神障害者は「一人で暮らしたい」が32.6%と高く、地域の中で自立して暮らしたいという希望を持つ人の割合が多いと推測されます。

<平成29年度との比較>

- ・各障害における項目ごとの割合構成はほぼ変わっていませんが、知的障害者では「家族」の割合が14.6ポイント減り、一方で「入所施設」や「グループホーム」の福祉サービス系の項目が9.9ポイント上昇しています。



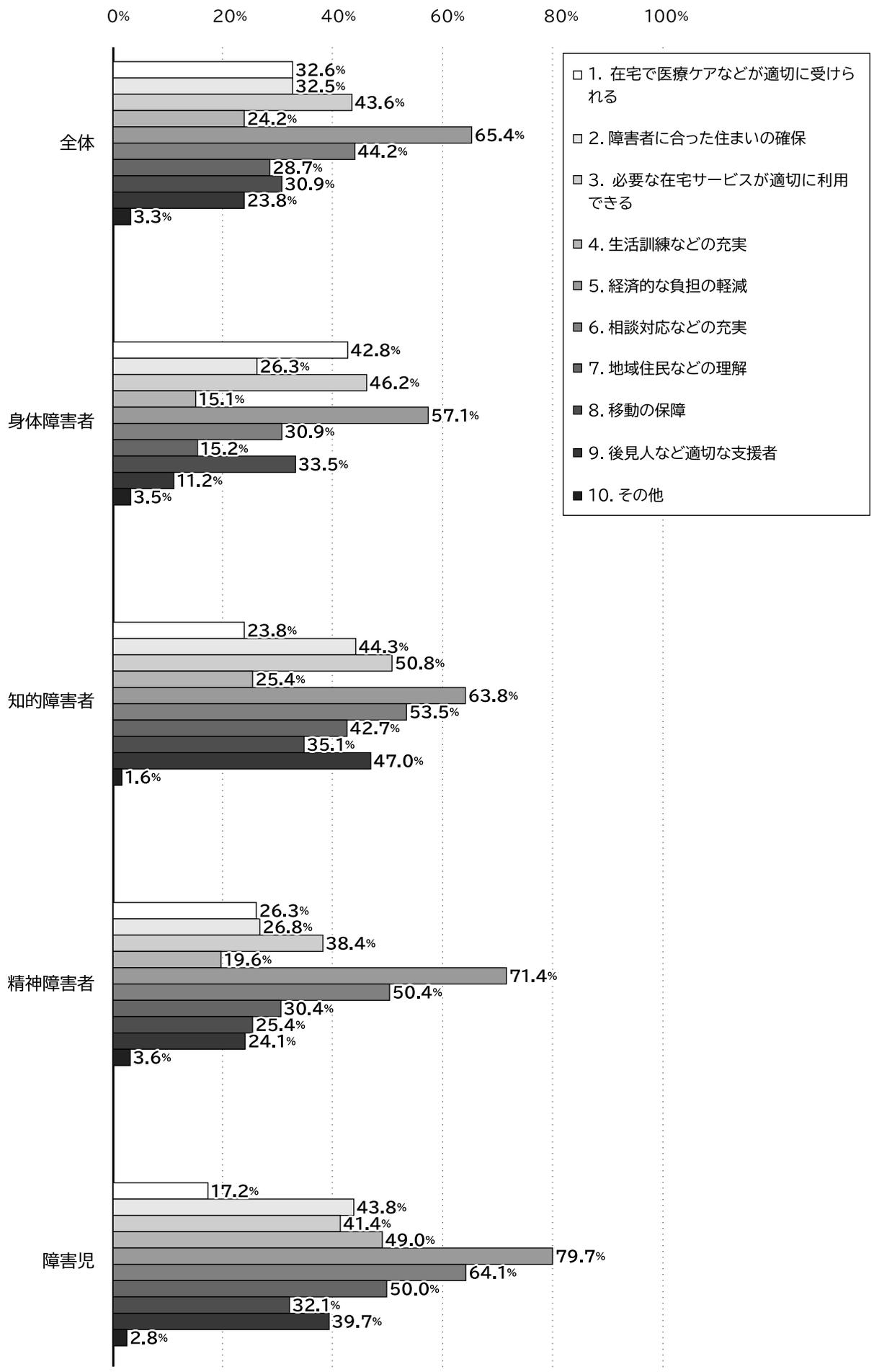
問 16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1. 在宅で医療ケアなどが適切に受けられること | 5. 経済的な負担の軽減 |
| 2. 障害者に合った住まいの確保 | 6. 相談対応などの充実 |
| 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 7. 地域住民などの理解 |
| 4. 生活訓練などの充実 | 8. その他 |

すべての障害種別で「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、精神障害者や障害児では70%を超え非常に高くなっています。障害別で見ると、医療や障害福祉サービスを利用することが多い身体障害者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること(46.2%)」や「在宅で医療ケアなどが受けられる(42.8%)」が高くなっています。

一方で、知的障害者、精神障害者、障害児では「相談対応等の充実」が2番目に多い割合で50%を超えています。また、知的障害者、障害児では「住まいの確保」や「後見人など適切な支援者」、「地域住民などの理解」も高い割合となっており、地域で自立した生活や親亡き後の生活等、将来に向けての支援が求められていると推察されます。



問 34 あなたがこれから地域で生活するために、奈良市に力を入れて欲しい取り組みは何ですか。(あてはまるものすべて)

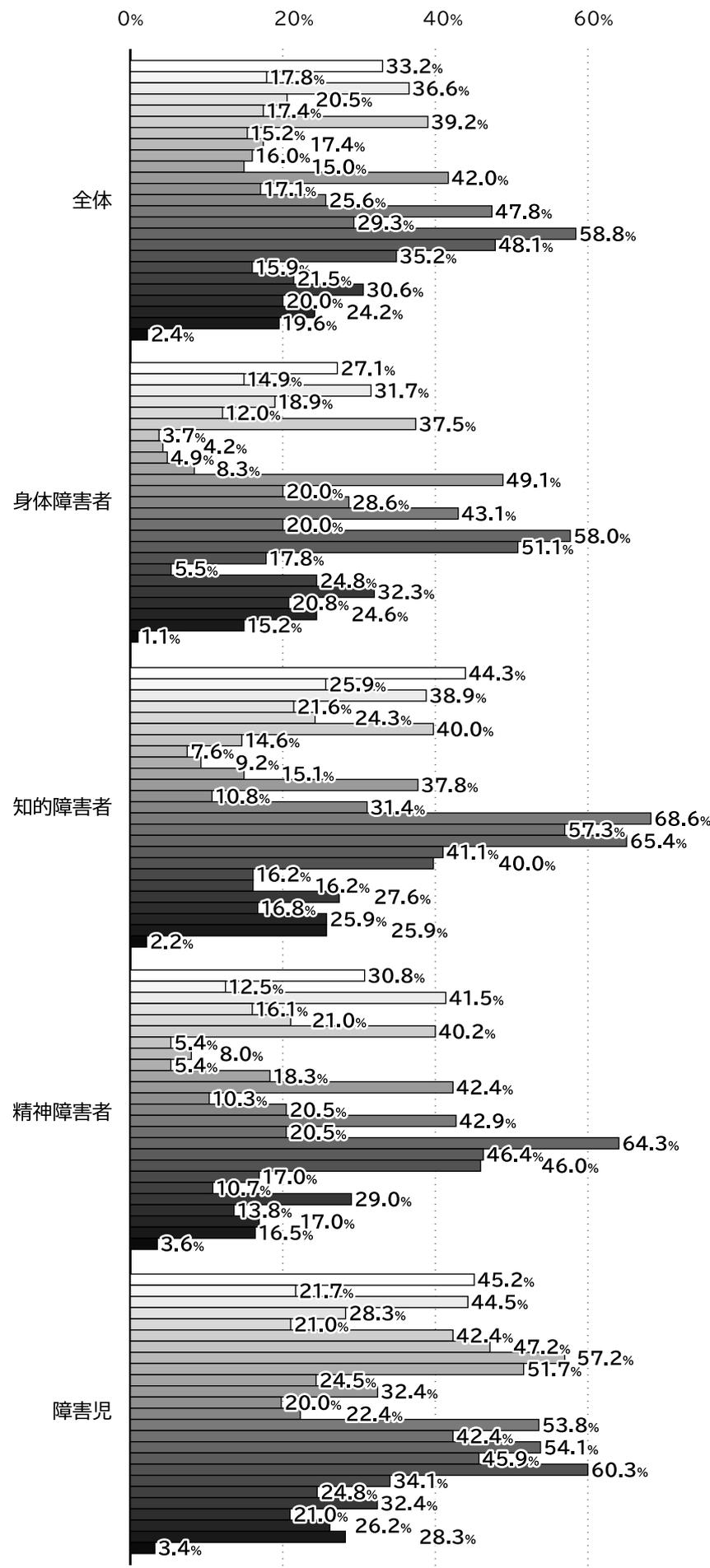
1. あらゆる住民が障害者についてより理解できるための啓発や学習
2. 地域で障害者を支援するボランティア活動の促進
3. 相談体制の充実
4. 地域単位での児童・障害・高齢福祉の包括的な支援
5. 障害者の権利擁護のしくみの充実
6. 福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実
7. 療育・障害児保育の推進（検診体制の充実・幼児期の指導と療育など）
8. 教育や進路指導の充実
9. 休日や放課後などに児童・生徒に遊びや居場所を提供するサービスの充実
10. 障害の早期発見、早期対応への取り組み
11. 医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など）
12. 機能回復（リハビリ）訓練の実施
13. 在宅福祉サービスの充実（ホームヘルパーやショートステイ、デイケアなど）
14. 障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備
15. 障害者が快適に暮らせる住宅や共同生活の場の整備（グループホームなど）
16. 年金など経済的援助の強化
17. 医療費負担の軽減
18. 障害者が働ける場の充実
19. 就労のためのマナーや技能や訓練の機会の充実
20. わかりやすい案内や移動しやすい道など、バリアフリーのまちづくり
21. 利用しやすい公共交通機関の整備
22. 安全で快適に住むことのできる住環境（バリアフリー住宅）の整備
23. 防犯・防災体制の充実
24. 参加しやすい文化、学習、スポーツ活動の機会の充実
25. その他

奈良市に力を入れてほしい取り組みについては、全体では「年金など経済的援助の強化」が58.8%で最も高く、次いで「医療費負担の軽減（48.1%）」が続いており、前設問の今後の不安での「経済的負担」と同様の回答傾向が見て取れます。

このほか、「障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備」や「医療の充実（身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看

護など）」という福祉・医療サービスの充実を求める割合も高くなっています。

また、「福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実」も、全障害種別で高くなっており、災害発生時の避難や感染症についての情報も含め、情報の入手や理解に関する回答が一定数ある傾向となっています。



- 1. あらゆる住民が障害者についてより理解できるための啓発や学習
- 2. 地域で障害者を支援するボランティア活動の促進
- 3. 相談体制の充実
- 4. 地域単位での児童・障害・高齢福祉の包括的な支援
- 5. 障害者の権利擁護のしくみの充実
- 6. 福祉サービスや手続きに関する情報提供の充実
- 7. 療育・障害児保育の推進(検診体制の充実・幼児期の指導と療育など)
- 8. 教育や進路指導の充実
- 9. 休日や放課後などに児童・生徒に遊びや居場所を提供するサービスの充実
- 10. 障害の早期発見、早期対応への取り組み
- 11. 医療の充実(身近な病院、治療内容、訪問診療、訪問看護など)
- 12. 機能回復(リハビリ)訓練の充実
- 13. 在宅福祉サービスの充実(ホームヘルパーやショートステイ、デイケアなど)
- 14. 障害者が老後を安心して暮らせる施設の整備
- 15. 障害者が快適に暮らせる住宅や共同生活の場の整備(グループホームなど)
- 16. 年金など経済的援助の強化
- 17. 医療費負担の軽減
- 18. 障害者が働ける場の充実
- 19. 就労のためのマナーや技能や訓練の機会の充実
- 20. わかりやすい案内や移動しやすい道など、バリアフリーのまちづくり
- 21. 利用しやすい公共交通機関の整備
- 22. 安全で快適に住むことのできる住環境(バリアフリー住宅)の整備
- 23. 防犯・防災体制の充実
- 24. 参加しやすい文化、学習、スポーツ活動の機会の充実
- 25. その他

(2) 事業所アンケート

田 調査対象と回収率

調査対象：市より各事業所へ協力依頼

配布数：205 件 有効回答数（回収率）：68 件（33.2%）

📄 調査方法

郵便配送法、エクセルファイルへの記入

🕒 調査期間

令和2年12月16日～令和3年1月31日

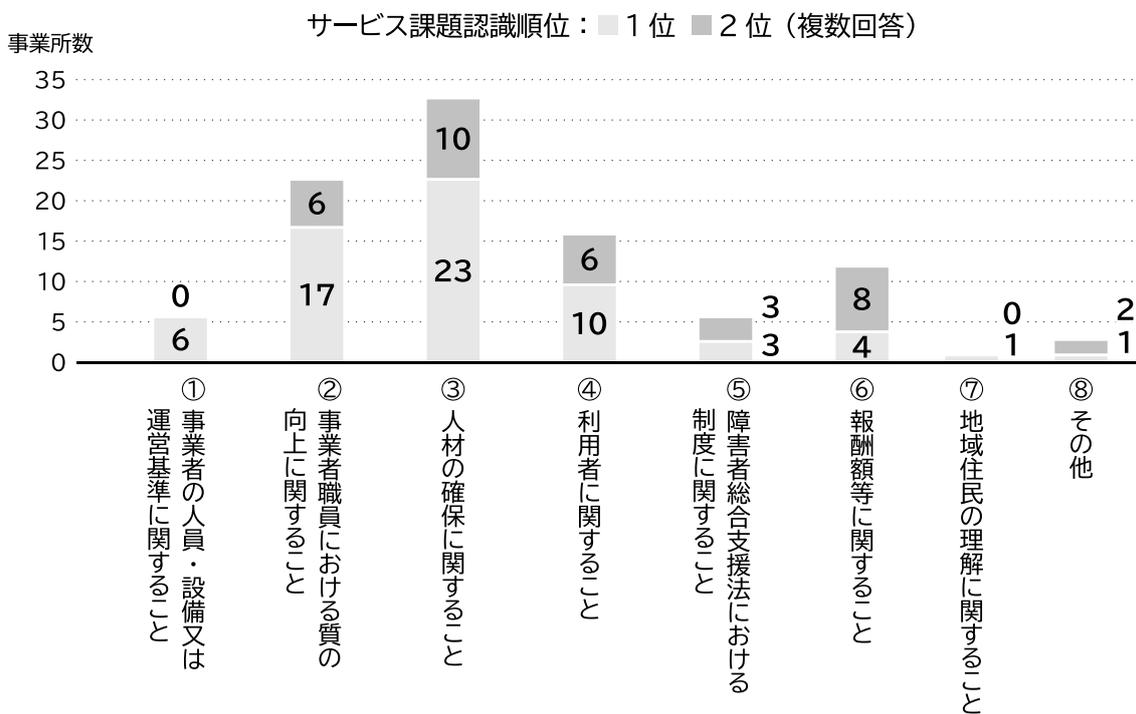
■ 調査結果の概要

アンケート調査結果より、事業者の課題認識やサービス提供意向に関する設問及び回答を以下に抽出しました。

Q 事業所運営の課題について

問 3

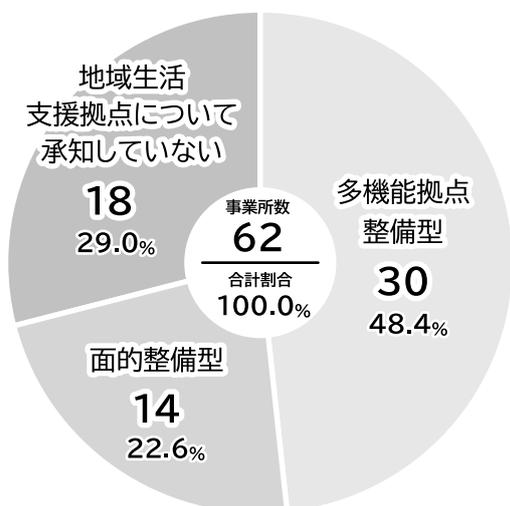
法人・サービス事業所として平成 30 年度から令和 2 年度の間までにサービスを実施し、課題として認識していることを下記の課題項目より選びご記入ください。（複数回答可）



Q 地域生活支援拠点について

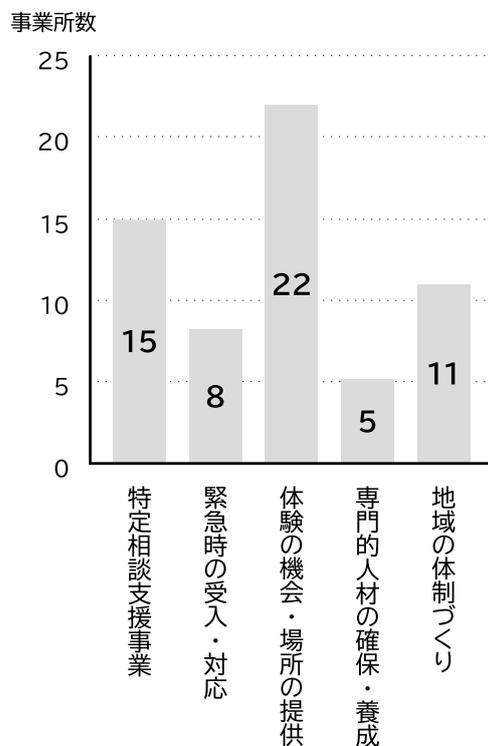
問 7-1

奈良市では地域生活支援拠点の整備のための検討を進めております。地域生活支援拠点の整備の仕方は、どのような方法が良いと思いますか。



問 7-2

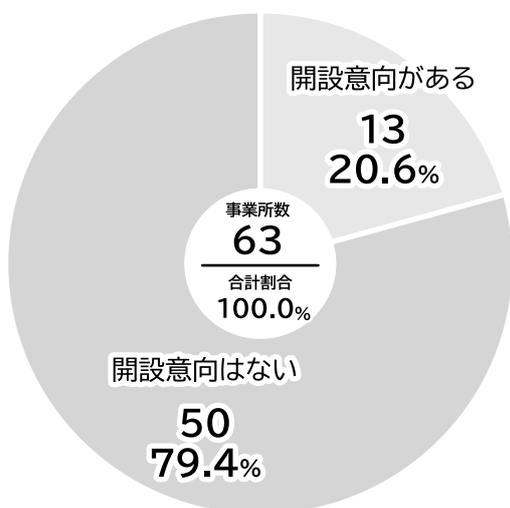
貴法人で実施できる事業はありますか。



Q グループホーム設置の意向について

問 8-1

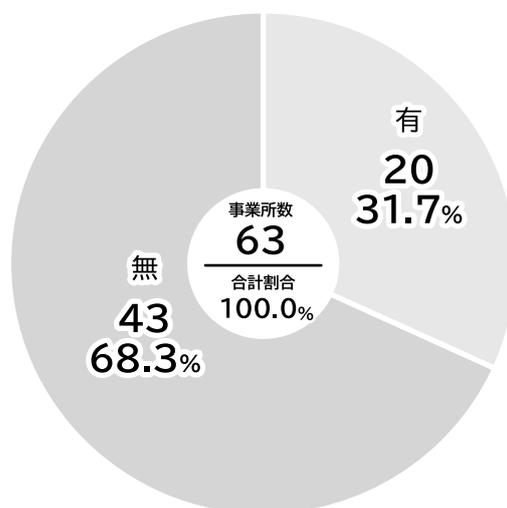
令和3年度から令和5年度にグループホームを開設する意向がありますか。



Q 強度行動障害者について

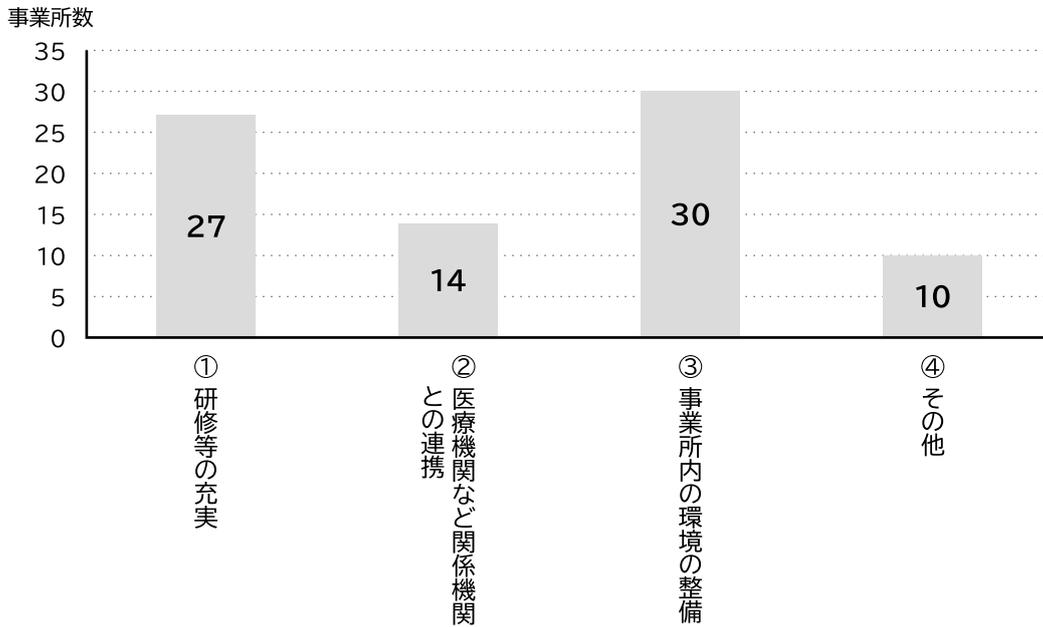
問 10-1

貴法人において、強度行動障害のある利用者の受け入れ態勢はありますか。



問 10-2

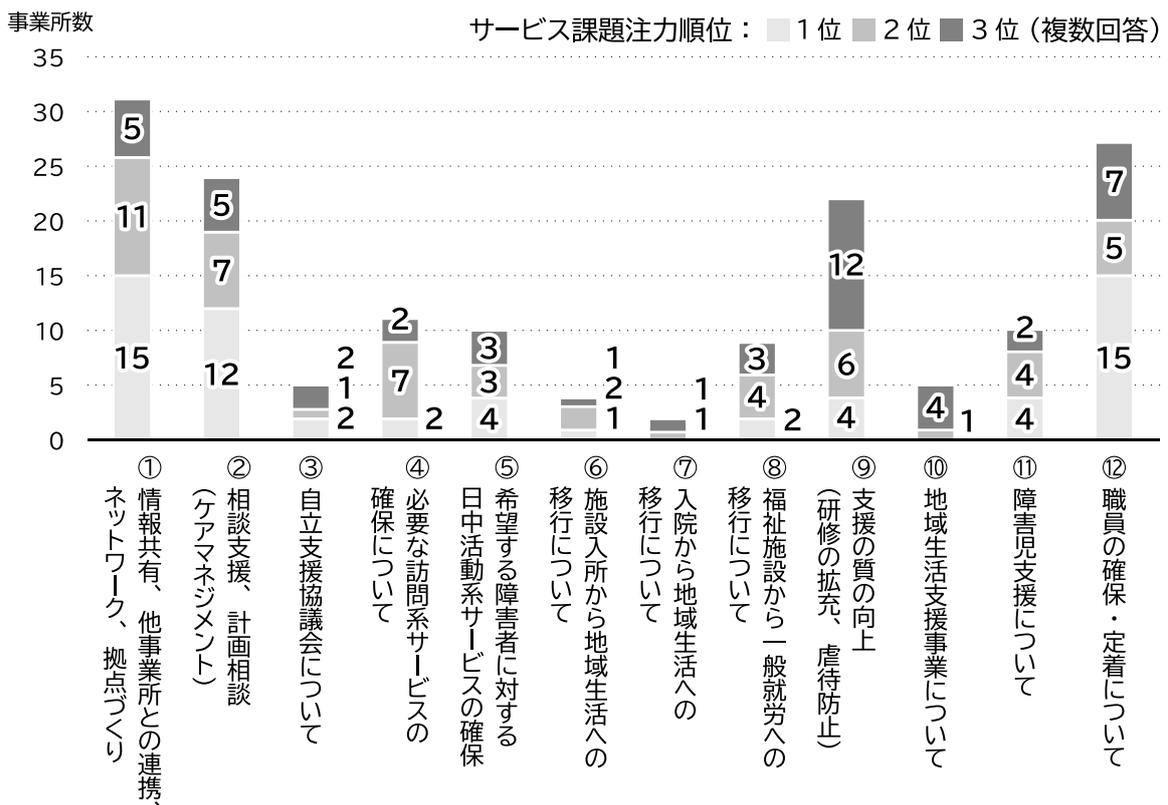
貴法人において、どのようなものがあれば強度行動障害のある利用者を受け入れていくことができますか。



Q 障害福祉サービス等の提供などに関する意見

問 11-1

下記の課題について、奈良市としてどの程度注力すべきか1～5でお答えください。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、さまざまな施策を講じる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる

活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできるまちを目指して、障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

第3次計画の基本理念を継承しつつ、国の障害者基本計画と整合を図り、アンケートの意見等を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

一人ひとりが生きがいや役割をもって
助け合い暮らしていけるわたしたちのまちづくり

2 施策の体系

第3次計画の施策の分野を継承しつつ、本計画における施策体系を次のとおりと
 国の第3次障害者基本計画と整合を図り、します。

🏠 安全・安心な生活環境の整備

取組（施策）	内容	事業
住宅の確保	住宅の確保	心身障害者向け市営住宅（車いす常用者）の入居者募集
		住宅セーフティネットの推進
		地域自立支援協議会の取組
		地域生活支援拠点等の整備
社会環境の バリアフリー化	移動手段の確保	福祉タクシー助成事業
		友愛バス優遇措置事業
	外出環境のバリアフリー化	交通安全施設整備事業
	公共施設等のバリアフリー化の推進	簡易スロープ購入補助事業
		バリアフリー環境促進事業
障害者の観光客のおもてなしのための環境整備	観光施設バリアフリー情報	

📖 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

取組（施策）	内容	事業
情報提供の充実等	広報の充実	しみんだよりでの情報提供
		ホームページ、SNS、動画等の広報媒体の充実
各種相談窓口に関する広報の充実		
	福祉情報の提供	障害者福祉のしおり
行政情報のアクセシビリティの向上	広報のアクセシビリティの向上	心身障害者広報等発行事業
		しみんだよりの点字版、音声版の製作に係る情報提供
		ホームページコンテンツのアクセシビリティへの注意・喚起
	市長定例記者会見の手話通訳	
	福祉情報におけるアクセシビリティの向上	点字版、音声版による福祉情報提供

防炎・防犯等の推進

取組（施策）	内容	事業
防災対策の推進	避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿作成及び避難支援等関係者への情報提供
		個別避難計画の作成
		避難確保計画の作成推進
	地域における自主防災活動の支援	自主防災・防犯組織活動支援
	防災情報の伝達	防災番組放送・ホームページによる情報発信
		緊急告知ラジオ普及促進
		地域防災計画の作成
緊急時の通報手段の提供	あんしん通報サービス	
	FAX119	
福祉避難所の整備	福祉避難所	
防犯対策の推進	啓発の推進	防犯教室
		奈良地区・奈良西地区・天理防犯協議会支援
	緊急時の通報手段の提供	あんしん通報サービス
感染症への対応	感染症への対応	感染症への対応

♡ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実

取組（施策）	内容	事業
障害を理由とする差別の解消の推進	市民啓発の推進	しみんだより（障害者週間）
		理解促進研修・啓発事業
		地域人権教育支援事業
		公民館運営
		公民館事業
	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	職員対応要領
虐待の防止と権利擁護の推進	虐待の防止	障害者虐待防止センター
	権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業
		権利擁護センター
		市民無料法律相談
行政等における配慮の充実	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	職員研修
		人権問題啓発研修
		オンライン相談受付システム
		窓口への意思疎通支援用タブレット導入
	選挙等における配慮	選挙等における配慮

☰ 生活の支援

取組（施策）	内容	事業	
相談支援体制の充実	障害特性等に応じた相談体制の充実と関係機関との連携	相談支援体制	
		計画相談支援	
		地域自立支援協議会	
		地域支援事業	
		地域生活支援拠点等の整備	
	障害者の孤立を防ぐ地域の見守り体制	民生委員・児童委員活動事業	
地域移行支援、在宅サービス等の充実	自立支援給付の円滑な実施	障害福祉サービス	
		自立支援医療（更生）	
		補装具給付事業	
		計画相談支援事業	
	地域生活支援事業の円滑な実施	意思疎通支援事業	
		日常生活用具等支給事業	
		移動支援事業	
		地域活動支援センター事業	
		福祉ホーム事業	
		訪問入浴サービス事業	
		日中一時支援事業	
		社会参加支援事業	
	障害児支援の充実	障害児相談支援	
		障害児通所支援	
		医療的ケア児等総合支援事業	
	その他の在宅福祉事業	特別障害者手当等給付事業	
		訪問理美容サービス事業	
		軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	
		福祉タクシー助成事業	
		友愛バス優遇措置事業	
		身体障害者自動車改造助成事業	
	サービスの質の向上と人材の育成・確保	サービスの質の向上等	地域自立支援協議会の取組
			指導監査
人材の育成・確保		地域自立支援協議会の取組	

保健・医療の充実

取組（施策）	内容	事業
保健・医療の充実等	医療等の支援事業の実施	みどりの家歯科診療所
		みどりの家はり・きゆう治療所
	障害者の医療への支援	自立支援医療（更生）
		療養介護医療費支給事業
		心身障害者医療費助成
		重度心身障害者医療費助成
		身体障害児及び結核児童支援事業
	小児慢性特定疾病への医療費助成	
在宅医療のための訪問看護等との連携	訪問看護等との連携	
重度障害者入院時意思疎通支援	重度障害者入院時意思疎通支援事業	
精神保健・医療の提供等	精神保健・医療の提供	精神保健福祉相談
		自立支援医療（精神）
		精神障害者通院医療費助成制度
		精神障害者医療費助成
難病に関する 施策の推進	難病患者への支援	障害福祉サービス
		相談支援
		補装具給付事業
		地域生活支援事業
		障害児相談支援
		障害児通所支援
		指定難病特定医療費助成制度の申請
		難病・小児慢性特定疾病の療養相談
障害の原因となる 疾病等の予防・治療と 早期療育への取組	予防のための保健・医療	健康教育事業
		健康相談事業
	早期発見・早期療育体制の充実	4か月児健康診査
		10か月児健康診査
		1歳7か月児健康診査
		3歳6か月児健康診査
		発達相談
		発達支援親子教室
		未熟児・低体重児支援事業
		身体障害児及び結核児童支援事業
		小児慢性特定疾病への医療費助成
		指定難病特定医療費助成制度の申請

🏠 雇用・就業、経済的な支援

取組（施策）	内容	事業
雇用・就業への支援	総合的な就労支援	就労移行支援
		就労定着支援
		委託相談支援事業
	障害者雇用の推進	障害者雇用に関する制度の啓発
		障害者や支援施設を対象とした一般就労に向けた支援
		奈良市障害者活躍推進計画 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画 奈良市消防局障害者活躍推進計画 奈良市企業局障害者活躍推進計画
福祉的就労の充実	就労移行支援	
	就労継続支援（A型・B型）	
経済的な支援	諸手当の支給	諸手当の支給
	経済的負担の軽減	税制上の優遇制度

🎓 教育の振興

取組（施策）	内容	事業
インクルーシブ教育システムの構築	インクルーシブ教育の理念に基づいた教育	人々の多様な在り方を相互に認め合えるインクルーシブ教育の推進
		福祉部局と教育部局の連携による障害者理解のある教育の推進
		児童、生徒、教職員、保護者等を対象とした障害に関する啓発
	就学前保育・教育の充実	障害児の支援体制
		特別保育事業
		園巡回相談
		特別支援教育支援員
		教育相談員の配置
		園内バリアフリー化及び多目的トイレ改修
	学校教育の充実	適正就学のための委員会設置
		教育環境の整備
		交流及び共同学習の推進
		校内バリアフリー化及び多目的トイレ改修
	特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーター養成
		個別支援計画及び個別の教育支援計画、個別の支援計画の充実
		特別支援教育連携協議会

🏆 文化芸術活動、スポーツ等の振興

取組（施策）	内容	事業
文化芸術活動、スポーツ等の振興	文化芸術活動及びスポーツ等への参加促進	各種講座・啓発等事業
		公民館バリアフリー
	自主活動への支援	指導者の人材確保
		発表の機会の充実
		障害者スポーツへの支援

3 各施策における重点施策

本計画では前項に掲載した基本理念と同様に、第3次奈良市障害者福祉基本計画の施策を継承し、国の第4次障害者基本計画と整合を図ったうえで各施

策を設定しています。

その中で、計画期間において特に重点的に展開するべき取組について記載します。

(1) 相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備

障害者が地域で生活していくための課題は年々多様化しています。その課題に対応するにあたり基本となるのが相談支援です。相談支援体制の充実のため、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援

センターを設置します。障害者が地域で暮らしていくため、緊急時の対応や、グループホームや一人暮らしの体験の機会の場を提供するなど、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な雇用と就労の促進

障害者が地域で自分らしく暮らしていく環境をつくるため、多様な働き方にこたえる就労機会の確保が重要となっていま

す。さまざまな障害者雇用に対する理解を深める活動に取り組んでいきます。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず、地域で共に暮らしていくためには、障害福祉サービス等の仕組みだけではなく地域の理解や、障害者もそうでない人も主体的に参加できる地域づくりに取り組んでいく必要が

あります。障害者が社会参加し、地域で安心して暮らしていけるように、地域の人々への啓発・広報等の一層の充実を図ります。

(4) 感染症への対策と新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症拡大により、障害者を取り巻く状況は大きく影響を受けています。障害当事者や家族のスポーツなどのレクリエーションや、地域との交流の場となるイベント等も中止や延期を余儀なくされました。

そのようななかで、従来からの障害福祉に関するさまざまな取組みも感染症防止対策に留意したうえで進めていく必要がでてきました。情報通信技術（ICT）などを活用し、感染症防止対策をとりながら取組みを進めていきます。

《各論Ⅰ》

第4次奈良市障害者福祉基本計画

第1章 分野別施策の基本的方向

第1節 安全・安心な生活環境の整備

基本的な考え方

障害者が安全・安心に地域で生活していくために、住まい・移動・アクセシビリティ^{※1}に配慮した施設など、障害者に配慮したまちづくりを進めます。

1 住宅の確保

▶現状と課題

- 市営住宅には、車いす常用者がいる世帯向け支援住宅があります。また、一般向け市営住宅の一部については、手すり付きのものや、段差解消が図られているものもあります。
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット^{※2}法）が改正され、障害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）が始まりました。民間賃貸住宅も含めた誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくりを進めていく必要があります。
- 障害の程度や介護者の状況等により、一般の住宅での生活が困難な方のため、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）の必要なサービス量の確保に取り組みます。
- 障害者の高齢化に伴い、「親亡き後」の地域での安心した暮らしのため、地域生活支援拠点等の整備や、共生型サービス事業所の整備を促していきます。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	住宅の確保	市営住宅の定期空家募集において、車いす常用の心身障害者世帯が申込みできる住宅を提供します。	心身障害者向け市営住宅（車いす常用者）の入居者募集	住宅課
		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行います。	住宅セーフティネットの推進	住宅課
		地域自立支援協議会において、関係者により地域移行のため、居住支援の仕組みづくりに取り組みます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課
新規		障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。	地域生活支援拠点等の整備	障がい福祉課

※1 アクセシビリティ… 情報やサービスなどの利用のしやすさのこと

※2 セーフティネット… 予想される危険に備えて被害の回避等を目的に準備される制度やしきみ。社会保障制度など様々な分野において適応される。

2 社会環境のバリアフリー化

▶現状と課題

- ① 障害者の移動手段の確保を支援するため、市内バス無料乗車証の交付や福祉タクシー助成を行っています。障害者を取り巻く状況の変化により、移動手段は多様化しており、それに対応する施策が求められています。
- ② 本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化推進に向けた基本方針等について「奈良市バリアフリー基本構想」及び「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」を策定しています。障害者や、その他すべての人が、分け隔てなく社会参加をすることができる環境づくりを目指し、ユニバーサルデザイン^{※3}の考え方に沿ったまちづくりを進めていく必要があります。
- ③ 国際文化観光都市・奈良として、すべての人が楽しめるよう、観光施設等のバリアフリー化や情報提供を行い、今後もユニバーサルツーリズム^{※4}の推進を図ります。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	移動手段の確保	福祉タクシー助成や市内バス・県内バス利用料金等の割引など、移動手段確保のための支援を継続するとともに、移動手段の多様化に対応した施策の充実を図ります。	福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
			友愛バス優遇措置事業	障がい福祉課
継続	外出環境のバリアフリー化	外出・移動しやすい環境を整備するため、道路環境等のバリアフリー化を推進します。	交通安全施設整備事業	道路建設課
継続	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や市民がよく利用する民間施設について、施設利用の利便性、安全性の向上を促進します。	簡易スロープ購入補助事業	福祉政策課
			バリアフリー環境促進事業	福祉政策課
継続	障害者の観光客のおもてなしのための環境整備	障害者の観光客を温かく迎えるために、観光施設のバリアフリー情報の提供を推進します。	観光施設バリアフリー情報	観光戦略課

※3 ユニバーサルデザイン… 障害のある人もない人も含めた誰もが使いやすく利用できるデザインのこと

※4 ユニバーサルツーリズム… 障害のある人もない人も含め、誰もが楽しめる旅行のこと

第2節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本的な考え方

障害者が円滑に必要な情報を入手できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

1 情報提供の充実等

＞現状と課題

- 本市では、福祉情報の提供や広報のために、「障害者福祉のしおり」や「点字版・音声版しみんだより」の製作を行っています。障害者福祉のしおりは、相談窓口の案内、手帳交付、支援の内容、施設や各種関係機関等を紹介しており、広く利用されています。新しい福祉情報については、適宜パンフレットの配布などを行っています。
- 情報通信技術（ICT）を利用した、情報アクセシビリティの向上に努めていく必要があります。ホームページ等のICTの活用によって、情報提供の内容の充実を図ることが求められています。

＞施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体（主な担当課）
継続	広報の充実	ITの活用も図りながら、きめ細かい広報による情報提供の充実に努めます。	しみんだよりでの情報提供	秘書広報課
			ホームページ、SNS、動画等の広報媒体の充実	秘書広報課
			各種相談窓口に関する広報の充実	秘書広報課
継続	福祉情報の提供	障害者の相談やサービス利用に必要な情報が行き届くよう、パンフレット等の充実に努めます。	障害者福祉のしおり	障がい福祉課

2 行政情報のアクセシビリティの向上

＞現状と課題

- 行政情報の提供においては、障害者を含むすべての人が利用しやすいよう配慮する必要があります。本市では、しみんだよりなどの広報紙や障害者福祉のしおりの点字・音声版の製作を行っています。また、市長の記者会見動画に手話通訳をつけるなど、誰もが行政情報を入手できるよう、利便性の向上を図っています。

▶ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	広報のアクセシビリティの向上	しみんだよりやホームページ等の広報について、障害者を含む誰もが利用しやすくなるように努めます。	心身障害者広報等発行事業	障がい福祉課
			しみんだよりの点字版、音声版の製作に係る情報提供	秘書広報課
			ホームページコンテンツのアクセシビリティへの注意・喚起	秘書広報課
新規			市長定例記者会見の手話通訳	秘書広報課
継続	福祉情報におけるアクセシビリティの向上	福祉情報を活用しやすくなるよう利便性の向上に努めます。	点字版、音声版による福祉情報提供	障がい福祉課

第3節 防災・防犯等の推進

基本的な考え方

障害者が地域において安全・安心に暮らせるよう、防災・防犯対策を推進します。

1 防災対策の推進

▶ 現状と課題

- ① 避難行動要支援者として登録を同意した障害者の安否確認がスムーズに実施できるよう、奈良市避難行動要支援者避難支援プランを策定し、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への情報提供に取り組んでいます。
- ② 聴覚や、音声機能または言語機能に障害のある方に対する「あんしん通報サービス」など、火災・救急時等の緊急通報手段の提供を行っており、今後も継続的な実施が必要です。
- ③ 避難生活に特別な配慮を要する避難者の受け入れのため、福祉避難所の整備のあり方について検討を進めます。また、障害者支援施設等における非常災害対策計画及び避難確保計画の見直しや避難訓練の実施を促していきます。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	避難行動要支援者対策の推進	地域の協力により避難行動要支援者対策を推進します。	避難行動要支援者名簿作成及び避難支援等関係者への情報提供	福祉政策課 危機管理課
			個別避難計画の作成	福祉政策課 危機管理課
			避難確保計画の作成推進	危機管理課 障がい福祉課
継続	地域における自主防災活動の支援	地域における自主防災活動を支援します。	自主防災・防犯組織活動支援	危機管理課
継続	防災情報の伝達	災害時における障害者への情報伝達や防災情報の周知を進めます。	防災番組放送・ホームページによる情報発信	危機管理課
			緊急告知ラジオ普及促進	危機管理課
			地域防災計画の作成	危機管理課
継続	緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。	あんしん通報サービス	消防局（指令課）
			FAX119	消防局（指令課）
継続	福祉避難所の整備	一般の避難所では避難生活に困難が生じる障害者を一時的に避難させる福祉避難所を整備します。	福祉避難所	障がい福祉課

2 防犯対策の推進

➤ 現状と課題

- 障害者が犯罪や消費者トラブル等にまきこまれることを防止するため、各種啓発をおこなっています。あんしん通報サービスのような、障害者の緊急時の通報手段の提供を行っており、今後も継続していきます。また奈良市権利擁護センターでは地域で安心して暮らすため、権利擁護に関する支援を行っています。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	啓発の推進	防犯に関する啓発や市民協働による防犯への取組支援を推進します。	防犯教室	危機管理課
			奈良地区・奈良西地区・天理防犯協議会支援	危機管理課
継続	緊急時の通報手段の提供	緊急時における障害者への通報手段を提供します。	あんしん通報サービス	消防局 （指令課）

3 感染症への対応

▶現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大によって、障害者やその家族にも大きな影響がありました。本市では、事業所でクラスター（集団感染）が発生した場合の衛生用品の支援や感染防止対策としての物資の配布や、情報通信技術（ICT）推進のための補助等を行いました。これからも、保健所等の関連機関と連携し、迅速に対応していきます。

第4節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実

基本的な考え方

障害者が安心して暮らすことのできる地域のため、障害を理由とする差別の解消や、虐待防止・権利擁護のための取組みを推進します。また、行政サービスの利用で不利益を被ることがないように、行政職員等の障害理解促進と、選挙等における障害者に対する配慮を行います。

1 障害を理由とする差別の解消の推進

▶現状と課題

- 平成28年4月より障害者差別解消法が施行されました。障害を理由とする差別の解消のため、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮について、しみんだより等での広報・啓発活動を行っています。
- 市役所の窓口でも適切な対応ができるよう職員対応要領を策定し、研修等を行い啓発に努めています。
- 障害のある人と障害のない人とが共生する地域社会の実現へ向けて、市民・団体との協働により一層啓発を推進していくことが求められています。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	市民啓発の推進	あらゆる広報媒体、啓発機会を活用して、障害者に対する理解を深めるための市民啓発を推進します。	しみんだより（障害者週間）	障がい福祉課
			理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課
			地域人権教育支援事業	共生社会推進課
			公民館運営	地域教育課
			公民館事業	地域教育課
継続	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。	職員対応要領	障がい福祉課

2 虐待の防止と権利擁護の推進

▶現状と課題

- ① 障害者虐待防止法に関する広報や、研修会などの啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、一時保護のための居室の確保や、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組む必要があります。
- ② 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、奈良市権利擁護センターにおいて成年後見制度についての周知や、制度の利用に対する支援を行っています。また、適切に福祉サービスの利用ができるようサポートする福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用を進める必要があります。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	虐待の防止	関係機関と連携しながら、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組めます。	障害者虐待防止センター	障がい福祉課
継続	権利擁護の推進	障害者本人の意思決定支援のひとつとして成年後見制度の適切な利用を促進するとともに、さまざまな権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談窓口の充実に努めます。	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課 長寿福祉課
			権利擁護センター	福祉政策課
			市民無料法律相談	総務課

3 行政等における配慮の充実

▶現状と課題

- ① 本市では職員の障害者理解の促進に努めるため、障害に関する研修や人権問題啓発研修等を実施しています。また「職員対応要領」を定め、窓口等における適切な対応ができるよう図っています。
- ② 障害者が円滑にやりとりできるよう、窓口へのタブレット端末配置のような情報通信技術（ICT）を活用した意思疎通支援ツールの導入に取り組んでいきます。
- ③ 選挙における障害者への配慮として、郵便等による不在者投票を実施しています。点字版・音声版選挙広報作成など障害特性に応じた情報提供の充実や、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めています。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	障害者福祉に関する職員研修や人権問題啓発研修等を実施するとともに、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。	職員研修	障がい福祉課
			人権問題啓発研修	人事課
新規		出張所等にタブレット端末などを配置し、画面を介した手話通訳により聴覚障害者が手続きをスムーズに行えるようにします。	オンライン相談受付システム	市民課
			窓口への意思疎通支援用タブレット導入	障がい福祉課
継続	選挙等における配慮	選挙等における配慮として、投票所のバリアフリー化等投票環境の向上に努めます。	選挙等における配慮	選挙管理委員会事務局

第5節 生活の支援

基本的な考え方

誰もが互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会のために、相談を身近な地域で受けることができ、必要な支援を利用できるよう努めます。

1 相談支援体制の充実

➤ 現状と課題

- ❶ 障害者の地域生活を支えるため、市の相談窓口、委託相談支援事業所や地域の相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）等により、相談を受け付けています。
- ❷ 特に子どもに関しては、奈良市子どもセンター（キッズスペース、地域子育て支援センター、子ども発達センター、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所の5つの機能を持つ施設）を設置し、子どもに関する各種相談や、援助を行います。
- ❸ 近年増加傾向にある発達障害や、障害の重症化・高齢化など、障害者や家族が直面する課題はさまざまであり、特性に応じた相談支援体制の充実が求められています。
- ❹ 適切な相談支援を行うためには、専門的な対応を必要とするケースも多く、本市では奈良市地域自立支援協議会との連携により、情報の共有や相談支援専門員のスキルアップなど相談支援体制の充実を図っています。
- ❺ さらなる相談支援体制の充実を図るため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターの設置を図ります。

また、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業の実施により、地域共生社会の実現に向け、障害・子ども・高齢・生活困窮といったさまざまな分野の相談を包括的に受け止め、切れ目のない支援体制を目指します。

施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	障害特性等に応じた相談体制の充実と関係機関との連携	障害特性に応じた相談ニーズに適切に対応できるよう、専門職の確保や関係機関との連携等により相談支援体制の充実を図ります。	相談支援体制	障がい福祉課
			計画相談支援	障がい福祉課
			地域自立支援協議会	障がい福祉課
			地域支援事業	福祉政策課
			地域生活支援拠点等の整備	障がい福祉課
継続	障害者の孤立を防ぐ地域の見守り体制	民生委員・児童委員のみまもり活動を通じて本人と地域がつながるよう双方に働きかけます。	民生委員・児童委員活動事業	福祉政策課

2 地域移行支援、在宅サービス等の充実

現状と課題

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を支えるため、障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）及び児童福祉法に基づき、3障害を一元化して提供される自立支援給付と地域生活支援事業、障害児通所支援、その他の在宅福祉事業を実施しています。
- ② 障害の多様化、障害種別によって異なる生活課題、本人及び介護者の高齢化など、障害者をとりまく状況は変化しており、さまざまなニーズに対応したサービス提供体制の充実が求められます。
- ③ 令和3年9月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行されました。医療的ケア児とその家族が相談できる体制整備や、保育・教育等における医療的ケア児の受け入れ体制が整うよう関係機関と連携を図る必要があります。保健・医療・福祉・教育・子育て等の各分野の関係機関と連携し、日常生活における必要な支援を受けることができるよう取り組んでいきます。
- ④ 障害のある人の重度化や高齢化によって、高齢化した親が障害を持つ子どもを支える家庭や「親亡き後」の生活が大きな課題となってきました。そのため、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）をもつ地域生活支援拠点等の整備が求められています。奈良市地域自立支援協議会との連携のもと、整備に向けて取り組んでいきます。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	自立支援給付の円滑な実施	日常生活を支えとともに、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるため、自立支援給付の円滑な実施を推進します。	障害福祉サービス	障がい福祉課
			自立支援医療（更生）	障がい福祉課
			補装具給付事業	障がい福祉課
			計画相談支援事業	障がい福祉課
継続	地域生活支援事業の円滑な実施	地域での日常生活を支援するための各種地域生活支援事業の円滑な実施を推進します。	意思疎通支援事業	障がい福祉課
			日常生活用具等支給事業	障がい福祉課
			移動支援事業	障がい福祉課
			地域活動支援センター事業	障がい福祉課
			福祉ホーム事業	障がい福祉課
			訪問入浴サービス事業	障がい福祉課
			日中一時支援事業	障がい福祉課
社会参加支援事業	障がい福祉課			
継続	障害児支援の充実	療育の必要のある児童に対し、日常生活における基本的な指導や集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援	障がい福祉課
			障害児通所支援	障がい福祉課
		医療を要する状態にある児童等に対する地域での受け入れが促進されるよう調整機能の充実に努めます。	医療的ケア児等総合支援事業	障がい福祉課
継続	その他の在宅福祉事業	在宅生活を支えるために必要な各種福祉事業を推進します。	特別障害者手当等給付事業	障がい福祉課
			訪問理美容サービス事業	障がい福祉課
			軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	障がい福祉課
			福祉タクシー助成事業	障がい福祉課
			友愛バス優遇措置事業	障がい福祉課
			身体障害者自動車改造助成事業	障がい福祉課

3 サービスの質の向上と人材の育成・確保

▶現状と課題

- ① サービス基盤の整備や質の向上を図るため、奈良市地域自立支援協議会等を通じて相談支援事業所と関係機関が連携し、さまざまな困難ケースへの対応やサービスの質の向上に取り組んでいます。また、障害福祉計画においてサービスに係る数値目標等を掲げ、その進捗管理を通じて質の向上に努めています。
- ② 障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等に対し、関連機関と連携しながら、調査や監査などを必要に応じて実施し、監査結果の情報共有に努めます。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	サービスの質の向上等	地域自立支援協議会等を通じてサービスの質の向上に取り組みます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課
新規		障害福祉サービスの適正な給付のため実地指導等を行います。	指導監査	法務ガバナンス課
継続	人材の育成・確保	障害特性を理解し、専門的な技術及び知識をもった人材の育成・確保に努めます。	地域自立支援協議会の取組	障がい福祉課

第6節 保健・医療の充実

基本的な考え方

障害者が地域において、日常生活の維持や機能回復に必要な保健・医療サービスを受けられるよう、提供体制の整備の充実を図ります。特に精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域移行の推進に努めます。

1 保健・医療の充実等

▶現状と課題

- ① 障害者の医療費負担を軽減するため、国や県、市の連携により各種医療費助成を実施しており、障害者の日常生活を維持するうえで今後も継続していく必要があります。
- ② みどりの家歯科診療所で、障害児の歯科疾患の予防と口腔の健康の保持・増進を図るため、治療及び年2回の歯科検診を行っています。
- ③ 医療に関わって、障害の特性に配慮した支援を求められる状況があり、上記障害児対象の歯科検診や、発語困難等のため意思疎通が困難な重度障害者が入院の際に医療従事者への意思伝達を支援する事業などを実施しています。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	医療等の支援事業の実施	医療等の支援事業を実施します。	みどりの家歯科診療所	障がい福祉課
			みどりの家はり・きゅう治療所	障がい福祉課
継続	障害者の医療への支援	各種医療費助成や医療の向上のための取組を推進します。	自立支援医療（更生）	障がい福祉課
			療養介護医療費支給事業	障がい福祉課
			心身障害者医療費助成	福祉医療課
			重度心身障害者医療費助成	福祉医療課
			身体障害児及び結核児童支援事業	保健予防課
			小児慢性特定疾病への医療費助成	保健予防課
継続	在宅医療のための訪問看護等との連携	在宅で医療を受けられるよう訪問看護等の充実を図るため、研修会等を行います。	訪問看護等との連携	保健予防課
継続	重度障害者入院時意思疎通支援	重度障害者の入院時に家族などにかわり意思疎通に慣れた支援員などを派遣し、医療従事者に本人の意思を伝えることのできる事業を実施します。	重度障害者入院時意思疎通支援事業	障がい福祉課

2 精神保健・医療の提供等

➤ 現状と課題

- ① 精神障害者が地域で自分らしく暮らしていけるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。入院者の地域移行や、自立した地域での暮らし、医療につながっていない人への対応など、奈良市地域自立支援協議会や奈良市精神保健福祉連絡協議会と連携して取り組んでいきます。奈良市地域自立支援協議会では地域移行を進めていくための居住支援のあり方の検討やネットワークづくりを進めています。
- ② 精神障害者医療費助成制度や、自立支援医療（精神通院）などの医療費助成の制度により、医療費負担の軽減を図っています。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	精神保健・医療の提供	精神保健福祉士等により、適正医療に向けた個別支援を行います。	精神保健福祉相談	保健予防課
		精神疾患による通院医療費の一部を公費で負担するとともに、上限額までの自己負担分の助成を行います。精神障害者保健福祉手帳1級2級所持者に対しては、全診療科の入院及び通院の保険診療分の一部負担金を除いた額を助成します。	自立支援医療（精神）	障がい福祉課
			精神障害者通院医療費助成制度	障がい福祉課
			精神障害者医療費助成	障がい福祉課

3 難病に関する施策の推進

➤ 現状と課題

- 障害者総合支援法において難病が障害者の範囲に加えられ、障害福祉の各種サービスが受けられるようになりました。対象疾病については厚生労働省が適宜追加及び見直しを行っています（令和3年11月時点 366疾病）。
- 難病患者の相談・支援や在宅療養上の適切な支援、医療費の助成等、総合的な支援に努めることが求められます。

【施策】

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	難病患者への支援	難病患者の相談・支援や受入病院の確保・連携、在宅療養上の適切な支援、医療費助成制度の申請等、総合的な支援に努めます。	障害福祉サービス	障がい福祉課
			相談支援	障がい福祉課
			補装具給付事業	障がい福祉課
			地域生活支援事業	障がい福祉課
			障害児相談支援	障がい福祉課
			障害児通所支援	障がい福祉課
			指定難病特定医療費助成制度の申請	保健予防課
難病・小児慢性特定疾病の療養相談	保健予防課			

4 障害の原因となる疾病等の予防・治療と早期療育への取組

▶現状と課題

- ライフステージ^{※5}に応じた各種検（健）診や健康教育、健康相談等を通じて、生活習慣の改善を促すとともに、これらの機会の活用によって、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療を図る必要があります。
- 障害を早期発見し適切な療育につないでいくため、乳幼児健診などの実施とともに、奈良市子どもセンターにおけるさまざまな相談など、療育のさらなる充実を図っていきます。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	予防のための保健・医療	各種検（健）診や健康教育、健康相談等を通じて生活習慣の改善を促すとともに、疾病等の早期発見・早期治療を図ります。	健康教育事業	健康増進課
			健康相談事業	健康増進課 母子保健課
継続	早期発見・早期療育体制の充実	乳幼児健診等を通じた早期発見、関係機関の連携による早期対応・早期療育体制の充実を図ります。	4か月児健康診査	母子保健課
			10か月児健康診査	母子保健課
			1歳7か月児健康診査	母子保健課
			3歳6か月児健康診査	母子保健課
			発達相談	子育て相談課
			発達支援親子教室	子育て相談課
			未熟児・低体重児支援事業	母子保健課
			身体障害児及び結核児童支援事業	保健予防課
			小児慢性特定疾病への医療費助成	保健予防課
指定難病特定医療費助成制度の申請	保健予防課			

※5 ライフステージ… 人間の一生における幼年期・青年期・高齢期などのそれぞれの段階。

第7節 雇用・就業、経済的な支援

基本的な考え方

障害者が地域で自分らしく暮らすためには、就労機会の確保が重要です。一般就労を希望する人は一般就労できるように、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の充実と工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて経済的負担の軽減等による経済的な支援を行います。

1 雇用・就業への支援

▶現状と課題

- 障害者の就労相談について、ハローワーク、なら障がい者就業・生活支援センターコンパス、奈良障害者職業センター等と連携して、就労前の支援から就労後の適応援助まで継続的な支援を行っています。
- 障害者が働く機会や場の拡大に向け、障害者雇用の専門家が、市内の中小企業に対して障害者雇用に関する情報提供やアドバイス、訪問による相談を行っています。また障害者雇用に関するセミナーも開催しています。
- 福祉的就労については、引き続き工賃向上に向けて公民一体となった取組が求められています。そのため、市内事業所対象の工賃向上セミナーの開催や、専門家の訪問指導を行っています。
- 奈良市地域自立支援協議会では一般就労・福祉的就労について情報共有を行い、障害者が働きやすい環境を目指して取り組んでいます。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	総合的な就労支援	関係機関の連携のもと、就労前の支援から就労後の適応援助まで継続的な支援を行います。	就労移行支援	障がい福祉課
			就労定着支援	障がい福祉課
			委託相談支援事業	障がい福祉課
継続	障害者雇用の推進	一般就労への移行を促進するため、企業に向けた障害者雇用制度の啓発や関係機関が実施する就労に関する無料相談会等の斡旋などの取組を進めます。	障害者雇用に関する制度の啓発	産業政策課
			障害者や支援施設を対象とした一般就労に向けた支援	産業政策課
			市役所における障害者雇用	奈良市障害者活躍推進計画 奈良市教育委員会障害者活躍推進計画 奈良市消防局障害者活躍推進計画 奈良市企業局障害者活躍推進計画
継続	福祉的就労の充実	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、福祉的就労における工賃の向上に向け、公民一体となった取組を進めます。また、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を推進します。	就労移行支援	障がい福祉課
			就労継続支援（A型・B型）	

2 経済的な支援

➤ 現状と課題

- 障害者の経済的自立を支援するため、諸手当を支給するとともに、各種税制上の優遇制度や公共料金の負担軽減等が実施されています。受給資格をもつ障害者が、これらの制度に関する情報が行き届かないために不利益を被ることのないよう、障害者福祉のしおり等で制度の周知に取り組んでいます。その他、市が所有・管理する施設の利用等にあたり、利用料等の割引・減免等を行っています。

▶ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	諸手当の支給	諸手当の支給によって経済的自立を支援します。	諸手当の支給	障がい福祉課 子ども育成課
継続	経済的負担の軽減	各種税制上の優遇制度、公共料金の負担軽減等によって経済的自立を支援します。	税制上の優遇制度	市民税課

第8節 教育の振興

基本的な考え方

共生する地域社会の実現に向けて、共に教育を受けることのできるよう、インクルーシブ教育の理念を取り入れた教育を推進します。

1 インクルーシブ教育システムの構築

▶ 現状と課題

- インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。本市では、教育の基盤であると考え、すべての学校で実践しています。
- すべての教員がインクルーシブ教育を推進していくことができるよう、職員研修を通して、特別支援教育の基礎的知識を備え、個に応じた適切な指導や支援ができる教員の育成を進めていきます。通級指導教室を増設し、特別支援教育全体の充実を図ります。
- 保健所や奈良市子どもセンターを含む関係機関とも連携を深め、幼児期から一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、切れ目ない支援ができるよう努めていきます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が快適に安心して学校生活を過ごせるように、多様なニーズに対応できる多目的トイレの整備を進めています。
- 障害のある子どもたちとその保護者を切れ目なく支援していくためには、教育部門と福祉部門の連携が重要です。そのため、家庭と福祉と教育の連携を図る「トライアングル」プロジェクトを推進していきます。

➤ 施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	インクルーシブ教育の理念に基づいた教育	関係機関・関係団体が一体となった取組によって、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことを基本として、柔軟に学びの場を選択・変更できるインクルーシブ教育システムの構築に努めます。	人々の多様な在り方を相互に認め合えるインクルーシブ教育の推進	学校教育課 教育支援・相談課
			福祉部局と教育部局の連携による障害者理解のある教育の推進	障がい福祉課 教育支援・相談課
			児童、生徒、教職員、保護者等を対象とした障害に関する啓発	障がい福祉課 教育支援・相談課
継続	就学前保育・教育の充実	就学前保育・教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達程度、適応の状況、医療的ケア等に対応した保育・教育環境を提供できるよう、保育士・教員・看護師等の適切な配置、ニーズに応じた教育・保育の提供、バリアフリー環境の充実等に努めるとともに、関係機関と連携していきます。	障害児の支援体制	障がい福祉課
			特別保育事業	保育総務課 保育所・幼稚園課
			園巡回相談	子育て相談課
			特別支援教育支援員	保育総務課 教育支援・相談課
			教育相談員の配置	教育支援・相談課
			園内バリアフリー化及び多目的トイレ改修	保育総務課
継続	学校教育の充実	学校教育に関する相談支援を推進するとともに、一人ひとりの発達程度、適応の状況等に応じた学びの場を提供できるよう、関係機関と連携します。	適正就学のための委員会設置	教育支援・相談課
			教育環境の整備	教育支援・相談課
			交流及び共同学習の推進	教育支援・相談課
			校内バリアフリー化及び多目的トイレ改修	教育施設課
継続	特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の成長を支援するため、一貫した指導・支援ができるよう、個別支援計画の策定・活用を図ります。	特別支援教育コーディネーター養成	教育支援・相談課
			個別支援計画及び個別の教育支援計画、個別の支援計画の充実	障がい福祉課 教育支援・相談課
			特別支援教育連携協議会	教育支援・相談課

第9節 文化芸術活動、スポーツ等の振興

基本的な考え方

障害者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションへの参加を通して、生きがいや社会参加・健康増進が図れるよう、また地域での障害者への理解が深まるよう、取組を推進します。

▶現状と課題

- 障害者団体や市社会福祉協議会などと連携して、さまざまなスポーツ・教養文化教室、大会等を開催しています。また市の文化施設を利用しやすいよう、入場料の減免を行っています。
- 障害者スポーツの拡大のため、障害者をはじめとしたすべての人々が気軽に行えるパラスポーツの推進や、地域に根差した障害者向けスポーツ教室・体験イベントの機会の充実を図ります。
- さまざまな団体において自主的な文化芸術活動、スポーツ活動等が行われています。これらをさらに育てていくためには、指導者の育成・確保や発表の場の充実が求められています。

▶施策

区分	取組（施策）	内容	事業	取組主体 （主な担当課）
継続	文化芸術活動及びスポーツ等への参加促進	障害者団体等関係者との協働により文化芸術活動・スポーツ等の活動内容の充実を図り、コミュニケーション方法の確保やバリアフリー化等の環境整備に努めます。	各種講座・啓発事業	障がい福祉課
			公民館バリアフリー	教育施設課 地域教育課
継続	自主活動への支援	指導者の育成・確保や発表の場の充実等によって、自主的な文化芸術活動、スポーツ活動等を支援します。	指導者の人材確保	文化振興課 スポーツ振興課
			発表の機会の充実	文化振興課 スポーツ振興課
			障害者スポーツへの支援	スポーツ振興課

《 各 論 Ⅱ 》

第6期奈良市障害福祉計画
第2期奈良市障害児福祉計画

第1章 成果目標、サービス見込量等の実績

第1節 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標に対する進捗状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末時点の地域生活への移行者数は、24人と目標値に到達しました。一方、施設入所の支給決定者数はほぼ横ばいであり、今後も奈良市地域自立支援協

議会の協議体等と協議を重ね、福祉施設入所者の地域相談支援の利用の促進を共に検討していきます。

▶ 数値目標と実績：福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末現在の入所者数 (基準値)	331人	
	令和2年度末時点の目標値	令和2年度末時点の実績値
地域生活移行者数 (平成28年度末からの累計)	24人(7%)	24人(7%)

第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）での考え方

- ・ 地域生活移行者数の目標
平成28年度末時点の施設入所者数の7%以上が地域生活へ移行
- ・ 施設入所者数の目標
施設入所者削減数については目標を設定しない

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

協議の場として、奈良市精神保健福祉連絡協議会並びに奈良市地域自立支援協議会内に設定している地域移行グループが精神障害者に焦点をしぼり活動しています。しかし、現状では精神障害者の増加数に対して、精神障害者を支援する事業所が少なく、地域移行支援を実際に提

供できる事業所も少ない状況です。

地域包括ケアシステムの対象者は、障害者と高齢者であることを踏まえ、そして今後増加が見込まれている認知症高齢者に対応するために、福祉部局と関係機関との連携強化に努めます。

第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）での考え方

引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取り組みを進める

3 地域生活支援拠点等の整備

拠点事業の中核的な役割を担う相談機能については、基幹相談支援センター立ち上げに向け、奈良市地域自立支援協議会の協力も得ながら協議体制を整え、検

討してまいりましたが、基幹相談支援センターの設置に向けた具体的な結論にはいたりませんでした。引き続き、検討を進める必要があります。

第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）での考え方

- ・ 令和2年度末までに1か所整備

4 福祉施設からの一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、就労継続支援事業や就労移行支援事業の利用者を合わせて、令和元年度は44人となっており、令和2年度中の48人の目標には達していない状況です。

就労移行支援事業利用者数については、この事業が2年以内に期間が限定される

こともあり、利用希望者が少なく達成が難しい状況となっています。

就労移行率が3割以上の事業所についても、未達成となっています。

一般就労の受け入れに向けた企業への取り組みと、就労移行率に関する事業所間の格差が課題となっています。

▶ 数値目標と実績：福祉施設利用者の一般就労への移行等

	令和2年度末時点の目標値	令和2年度末時点の実績値
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	48人	31人
就労移行支援事業利用者数	90人	83人
就労移行率が3割以上の事業所	6箇所（50%）	1箇所（9%）
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	100%

第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）での考え方

- ・ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業の利用者の増加目標
令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の1割以上増加

5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援、放課後等デイサービスはさまざまな支援を提供する事業所が増えており、児童発達支援センター設置数、保育所等訪問支援事業、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数や協議の

場の設定など数値目標は達成しています。今後も引き続き、関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応するため、相談支援や協議の場の充実など更なる体制づくりを図ります。

第5期奈良市障害福祉計画（第1期奈良市障害児福祉計画を含む）での考え方

- ・ 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
- ・ 保育所等訪問支援の充実
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

第2節 障害福祉サービス等の進捗状況

1 障害福祉サービスの利用実績

(1) 訪問系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	平成30年度(人)	令和元年度(人)	令和2年度(人)
身体障害者	居宅介護	223	218	219
	重度訪問介護	38	36	36
	同行援護	93	96	91
	行動援護	11	14	12
知的障害者	居宅介護	178	193	207
	重度訪問介護	4	4	3
	同行援護	3	3	3
	行動援護	149	165	162
精神障害者	居宅介護	470	522	564
	重度訪問介護	1	1	1
	同行援護	4	4	5
	行動援護	1	2	1
障害児	居宅介護	65	64	57
	同行援護	0	1	1
	行動援護	72	75	69
難病	居宅介護	3	4	3
合計	居宅介護	939	1,001	1,050
	重度訪問介護	43	41	40
	同行援護	100	104	100
	行動援護	233	256	244

※ 月あたりの平均利用者数

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	人	1,230	1,215	98.8%	1,304	1,298	99.5%	1,381	1,334	96.6%
	時間	30,860	29,004	94.0%	33,036	31,422	95.1%	35,459	32,907	92.8%
同行援護	人	110	100	90.9%	119	104	87.4%	128	100	78.1%
	時間	1,782	1,520	85.3%	2,027	1,641	81.0%	2,305	1,474	63.9%

※ 人：月あたりの平均利用者数 時間：月間の延利用時間

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、もの、計画値に達しない実績となって
行動援護の利用者数は、増加傾向にある います。

(2) 日中活動系サービスの利用状況

障害種別の各サービスの利用者数（重複障害は主たる障害種別で計上）

障害種別	サービス名	平成30年度(人)	令和元年度(人)	令和2年度(人)
身体障害者	生活介護	198	202	194
	自立訓練（機能訓練）	8	9	6
	自立訓練（生活訓練）	2	0	2
	就労移行支援	5	6	7
	就労継続支援（A型）	36	37	33
	就労継続支援（B型）	25	34	40
	就労定着支援	0	1	2
	療養介護	47	49	50
	短期入所（福祉型）	34	35	24
	短期入所（医療型）	4	5	3
知的障害者	生活介護	757	784	796
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	15	21	25
	就労移行支援	22	13	14
	就労継続支援（A型）	114	126	135
	就労継続支援（B型）	151	168	187
	就労定着支援	1	5	9
	療養介護	10	12	12
	短期入所（福祉型）	100	114	84
	短期入所（医療型）	5	3	2

精神障害者	生活介護	162	163	148
	自立訓練（機能訓練）	3	1	1
	自立訓練（生活訓練）	52	50	54
	就労移行支援	49	46	57
	就労継続支援（A型）	80	93	96
	就労継続支援（B型）	206	234	287
	就労定着支援	2	9	14
	療養介護	0	0	0
	短期入所（福祉型）	25	24	29
	短期入所（医療型）	0	0	0
障害児	短期入所（福祉型）	29	25	20
	短期入所（医療型）	16	14	4
	就労継続支援（B型）	0	0	1
難病	生活介護	1	1	0
	就労移行支援	0	0	1
	就労継続支援（A型）	1	1	2
	就労継続支援（B型）	2	2	1
合計	生活介護	1,118	1,150	1,138
	自立訓練（機能訓練）	11	10	7
	自立訓練（生活訓練）	69	71	81
	就労移行支援	76	65	79
	就労継続支援（A型）	231	257	266
	就労継続支援（B型）	384	438	516
	就労定着支援	3	15	25
	療養介護	57	61	62
	短期入所（福祉型）	188	198	157
	短期入所（医療型）	25	22	9

※ 月あたりの平均利用者数

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
生活介護	人	1,142	1,118	97.9%	1,187	1,150	96.9%	1,233	1,138	92.3%
	人日	20,610	19,754	95.8%	21,662	20,527	94.8%	22,767	20,746	91.1%
自立訓練 (機能訓練)	人	11	11	100.0%	11	10	90.9%	11	7	63.6%
	人日	167	147	88.0%	167	175	104.8%	167	113	67.7%
自立訓練 (生活訓練)	人	56	69	123.2%	57	71	124.6%	58	81	139.7%
	人日	1,030	822	79.8%	1,053	876	83.2%	1,076	961	89.3%
就労移行支援	人	83	76	91.6%	85	65	76.5%	89	79	88.8%
	人日	1,297	1,234	95.1%	1,336	1,033	77.3%	1,377	1,268	92.1%
就労継続支援 (A型)	人	207	231	111.6%	228	257	112.7%	251	266	106.0%
	人日	4,139	4,446	107.4%	4,587	5,034	109.7%	5,083	5,150	101.3%
就労継続支援 (B型)	人	374	384	102.7%	421	438	104.0%	472	516	109.3%
	人日	6,081	5,438	89.4%	7,146	6,161	86.2%	8,397	7,189	85.6%
就労定着支援	人	5	3	60.0%	6	15	250.0%	7	25	357.1%
療養介護	人	54	57	105.6%	56	61	108.9%	59	62	105.1%
短期入所 (福祉型)	人	220	188	85.5%	243	198	81.5%	267	157	58.8%
	人日	1,887	1,491	79.0%	2,061	1,552	75.3%	2,249	1,355	60.2%
短期入所 (医療型)	人	19	25	131.6%	21	22	104.8%	24	9	37.5%
	人日	89	98	110.1%	99	102	103.0%	110	42	38.2%

※ 人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用時間

生活介護の利用者数は、養護学校卒業生の進路先、就労困難な障害者の受け皿として日中活動系サービスの核となっている事業であり、今後もこの増加傾向は続くと想定されます。

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、計画値を下回る実績となっていますが、自立訓練（生活訓練）の利用者数は、計画値を上回る実績となっています。

機能訓練については、市内に利用できる事業所が無い場合、主として県内にある市外の事業所を利用している人が多い状

況です。増加が見られない理由としては、市外に事業所があり、対象者が限定される1年6か月間のサービスであることが考えられます。

生活訓練の利用については、標準期間が2年という有期のサービスであり、知的障害者は、他の日中活動サービスである生活介護や就労継続支援を選択する傾向が見られます。

就労系サービスの利用者数は増加傾向にあり、中でも精神障害者の利用増加が顕著となっています。

(3) 居住系サービスの利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
自立生活援助	人	5	0	0	6	0	0	7	1	14.3%
共同生活援助 (グループホーム)	人	228	221	96.9%	248	239	96.4%	270	247	91.5%
施設入所支援	人	352	334	94.9%	352	336	95.5%	352	333	94.9%

※ 月あたりの平均利用者数

共同生活援助の利用者数は、計画値に達しない実績となっていますが、利用者が増加しており、今後の地域移行を進めていくためにも、受け皿となる住まいの確

保は重要です。

施設入所支援の利用者数は、ほぼ横ばいになっています。

(4) 相談支援の利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
計画相談支援	年間対象 利用者数	2,500	2,413	96.5%	2,600	2,582	99.3%	2,700	2,765	102.4%
	人	570	551	96.7%	600	599	99.8%	620	670	108.1%
地域移行支援	人	13	5	38.5%	13	2	15.4%	13	1	7.7%
地域定着支援	人	13	5	38.5%	20	1	5.0%	20	0	0.0%

※ 月あたりの平均利用者数

計画相談支援については概ね計画通りに推移しています。地域移行支援・地域

定着支援は利用者数が見込みより少なくなっています。

2 障害児支援等の利用実績等

(1) 障害児支援の利用状況

各サービスの計画における計画値及び実績値

サービス名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
児童発達支援	人	351	472	134.5%	414	623	150.5%	473	762	161.1%
	人日	2,915	3,251	111.5%	3,438	4,181	121.6%	3,927	5,473	139.4%
医療型児童発達支援	人	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
	人日	18	0	0.0%	18	19	105.6%	18	0	0.0%
放課後等デイサービス	人	690	719	104.2%	804	742	92.3%	918	896	97.6%
	人日	6,270	7,199	114.8%	7,994	8,332	104.2%	9,123	8,617	94.5%
保育所等訪問支援	人	3	0	0.0%	3	2	66.7%	3	22	733.3%
	人日	9	0	0.0%	9	3	33.3%	9	41	455.6%
居宅訪問型児童発達支援	人	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
	人日	54	0	0.0%	54	0	0.0%	54	0	0.0%
障害児相談支援	年間対象利用者数	1,017	942	92.6%	1,210	1,007	87.5%	1,439	1,113	77.3%
	人	220	213	96.8%	261	222	83.2%	310	238	76.8%

※ 人：月あたりの平均利用者数 人日：月間の延利用日数

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、実績値をみると利用者数、延利用日数ともに伸びています。児童の相談体制や関係機関の連携が図りやすくなったこと、関係機関や保護者に障害児通所支援事業についての認知が広がったことが利用者の増加につながったと考えられます。また、保育所等訪問事業を実施する事業所が指定され利用者も増加して

います。児童の集団への適応に専門的支援のニーズが高いことがうかがえます。

障害児相談支援も障害児通所支援事業利用者数の増加に伴い計画値を見込みましたが、計画値を下回っています。障害児相談支援を利用せず自らプランを作成するセルフプランが増加していることによるものです。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

計画値及び実績値

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
配置人数	人	4	0	0.0%	8	7	87.5%	12	9	75.0%

令和元年度より実施されている「奈良県医療的ケア児等コーディネーター養成研

修」を修了し市内事業所に所属しているコーディネーター数です。

3 地域生活支援事業の進捗状況

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
講演会等参加者数	人	56	60	—

※ 年間

理解促進研修・啓発事業として講演会のほか、障害福祉サービス事業所による授産品の展示・販売会の開催、ヘルプマークの周知など、障害に関する市民への理

解を図っています。令和2年度の講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催しませんでした。

(2) 自発的活動支援事業の実施状況

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成団体数	件	1	1	1

※ 年間

障害者が情報交換できる交流会の活動や啓発活動を行っている団体など、地域の

障害者及び支援者の活動を支援しました。

(3) 相談支援等の利用状況

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	
相談支援事業	年間延件数	件	46,000	49,307	107.2%	47,000	39,680	84.4%	48,000	41,104	85.6%
	委託箇所数	箇所	8	8	100.0%	8	8	100.0%	8	8	100.0%
市町村相談支援機能強化事業	箇所	5	5	100.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	
療育指導事業	箇所	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	

※ 年間

奈良市が委託する相談支援事業の年間延件数については、平成27年4月からの制度変更によりサービス等利用計画提出が必須となったため一時的に件数が増加し平成30年度まで影響が残りまし

た。令和元年度以降は計画相談支援の利用者の増加とともに減少しています。療育指導事業については平成30年度より委託先が1箇所となりました。

(4) 成年後見制度利用支援事業の利用状況

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B÷A
成年後見制度利用支援事業	人	21	7	33.3%	23	7	30.4%	26	7	26.9%

※ 年間

成年後見制度利用支援事業については、7件程度と横ばいの状況となっています。

(5) 意思疎通支援事業の利用状況

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A
手話通訳者派遣事業	延派遣件数	2,700	2,268	84.0%	2,700	1,963	72.7%	2,700	2,041	75.6%
	通訳者登録者数(人/年)	21	21	100.0%	21	22	104.8%	21	21	100.0%
要約筆記者派遣事業	延派遣件数	39	32	82.1%	42	32	76.2%	44	28	63.6%
	筆記者登録者数	8	10	125.0%	8	10	125.0%	8	10	125.0%
手話通訳者設置事業	人	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
重度障害者入院時意思疎通支援事業	延支援時間(時間/年)	1,800	0	0.0%	1,800	0	0.0%	1,800	0	0.0%
	支援員登録者数(人/年)	12	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%

※ 年間

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、各種行事が中止されたことが計画値を下回った原因として考えられます。これからは感染症への対策を行いながら、派

遣の要請に応えられる体制を維持し、また事業の啓発についてもより一層努めていく必要があります。

(6) 日常生活用具給付等事業の利用状況

用具名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A
介護・訓練支援用具	件	45	29	64.4%	47	23	48.9%	49	35	71.4%
自立生活支援用具	件	86	62	72.1%	89	71	79.8%	92	59	64.1%
在宅療養等支援用具	件	58	63	108.6%	59	87	147.5%	60	64	106.7%
情報・意思疎通支援用具	件	119	88	73.9%	122	103	84.4%	125	105	84.0%
住宅改修費	件	12	16	133.3%	13	2	15.4%	14	10	71.4%
計		320	258	80.6%	330	286	86.7%	340	273	80.3%
排泄管理支援用具	件	9,000	8,180	90.9%	9,400	8,595	91.4%	9,800	8,323	84.9%
合計		9,320	8,438	90.5%	9,730	8,881	91.3%	10,140	8,596	84.8%

※ 年間

日常生活用具給付等事業については、在宅療養等支援用具は計画値を上回った実績となっています。在宅療養等支援用

具のうち、電気式たん吸引器が継続した伸びを見せており、主にこれが反映されたものです。

(7) 手話奉仕員養成研修事業の実施状況

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A
入門講座参加者数	人	40	22	55.0%	40	29	72.5%	40	-	-
基礎講座参加者数	人	20	18	90.0%	20	7	35.0%	20	10	50.0%

※ 年間

令和2年度入門講座はコロナ禍により中止となり、代替としてチャレンジ手話教室を実施しました。

(8) 移動支援事業の利用状況

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A
年間の実利用者数	人	1,100	1,098	99.8%	1,150	1,168	101.6%	1,200	1,108	92.3%
月間の平均 利用時間数	時間	7,500	7,344	97.9%	7,700	7,975	103.6%	7,900	7,060	89.4%

※ 年間

移動支援事業の利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

(9) 地域活動支援センター事業の利用状況

	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A	計画値 A	実績値 B	進捗率 B ÷ A
月平均利用者数	人	53	48	90.6%	54	47	87.0%	55	55	100.0%
箇所数	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

※ 年間

地域活動支援センターの利用者数は、概ね計画通りに推移しています。

第2章 計画の成果目標（令和5年度末）

第1節 成果目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即しつつ、本市の実状を鑑みて、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行う観点から、地域生活の支援体制の構築や就労支援といった課題に対応するため、令和

5年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス、地域相談支援並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる目標を設定します。

第2節 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、住居確保に向けて関係機関と連携し必要な支援を受けるこ

とができるよう努めます。一方で施設入所による支援が不可欠な障害者がいる現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

📍 地域生活への移行者数の目標

目標値については、下記国指針及び前計画の移行実績が24人であることを踏まえ、令和元年度末施設入所者数（336人）の7%となる24人と設定します。

今後も施設入所者の実態把握と課題の整理に努め、地域移行支援サービス事業者と奈良市地域自立支援協議会の連携を視野に入れた働きかけを行います。

国の基本指針

令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する

➤ 目標

基準：令和元年度末入所者数 336人

地域生活移行者数（令和5年度末）⇒ 24人（7%）

🏠 施設入所者数の削減目標

施設入所者数は、平成29年度当初331人から令和元年末336人の3か年で5人増加しているのが現状です。引き続き、施設入所者の地域移行を進めることで入所者数の削減は一定見込まれますが、介護者の高齢化などの理由により、現在の社会資源では地域生活を続けられなくな

る障害者がいること、また、障害児入所施設の利用者が18歳に達したことにより移行先が必要になることなどにより、新たな入所者の増加が見込まれることから、前計画と同様に施設入所者の削減数については目標を設定しないことにしました。

国の基本指針

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

➤ 目標

基準：令和元年度末入所者数 336人

施設入所者数（令和5年度末）⇒ 削減数の設定はしない

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

本市においては、奈良市地域自立支援協

議会の地域移行グループ、奈良市精神保健福祉連絡協議会と連携し、地域への移行に向けた協議を進めており、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域生活基盤の整備や関係者の連携による重層的な支援体制の構築などの取り組みを進めていきます。

国の基本指針

- ・ 令和5年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
- ・ 令和5年度末までに精神病床の1年以上入退院患者数を設定
- ・ 令和5年度末までに退院率が3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上

▶活動指標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回/年	7回/年	7回/年	7回/年
精神障害者の地域移行支援(人/月)	1	5	5	5
精神障害者の地域定着支援(人/月)	0	7	7	7
精神障害者の共同生活援助(人/月)	25	27	29	31
精神障害者の自立生活援助(人/月)	1	1	1	1

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を持った地域生

活支援拠点等の整備について協議を進めてまいりました。令和5年度末までの設置に向け、整備手法など具体的なあり方について奈良市地域自立支援協議会を中心とした検討会を設置するなどして取り組んでいきます。

国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の拠点を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討を実施

▶目標

地域生活支援拠点等の整備予定数 ⇒ 1ヶ所
 検討回数 ⇒ 1回/年以上

4 福祉施設からの一般就労への移行等

今まで継続してきた奈良市地域自立支援協議会就労支援グループへの参加や必要な情報提供を今後も続け、ハローワーク等

の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

☞ 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行の増加目標

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、一般就労への移行に向けて、

地元企業とのつながりを活かした新たな取り組みを進めることとし、国の基本指針に則して、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍とすることを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍が福祉施設から一般就労へ移行（うち就労移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍）

▶目標

	合計数	就労移行	就労A型	就労B型
【基準】令和元年度実績	44人	12人	21人	7人
【目標】一般就労への移行者数	56人(1.27倍)	16人(1.33倍)	27人(1.29倍)	9人(1.28倍)

※上記3サービス以外からの一般就労もあるため、合計数は一致しない。

☞ 就労定着支援事業の利用者の増加目標

障害者の一般就労への定着は、地域で暮らしていくために重要な要素となります。一般就労に移行した障害者が、地域や職場で必要なサポートを受けられるよ

う、就労定着支援事業のさらなる展開に向けて市内事業所への周知を図るとともに、利用の促進に取り組んでいきます。

国の基本指針

令和5年度末までに就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用

▶目標

一般就労移行者が就労定着支援を利用する割合 ⇒ 目標値：70%

🏠 職場定着率の目標

就労定着支援の利用者がこれまでより効果的な支援を受けることができるよう、奈良市地域自立支援協議会就労支援グループを通じて支援者のノウハウを高め合う場をもつことなどを通じて、就労

定着支援の就労定着支援事業の定着率に関する成果目標は、国の基本指針に則して、就労支援開始後1年後の職場定着率80%を目標とします。

国の基本指針

令和5年度末までに就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が7割以上

▶ 目標

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 ⇒ 目標値：70%

5 障害児支援の提供体制の整備等

🏠 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

本市では4つの児童発達支援センターがあります。それぞれのセンターは各機関の特徴を生かしながらその役割を担っていますが、今後も児童発達支援センターを中心に通所事業所との緊密な連携を図り重層的な地域支援体制の構築を目指し

ていきます。保育所等訪問事業については事業所と学校等の子どもの所属機関の連携・支援内容の共有・環境整備等の調整が促進されるよう体制の整備に努め、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

国の基本指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制をすべての市町村で構築

🏠 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児の発達支援を提供する事業所は、児童発達支援事業所は4か所、放課後等デイサービス事業所は6か所あります。今後も事業所における支

援の質の向上や身近な地域で利用できるよう各事業所と連携を図りながら支援の提供を行っていきます。

国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保

☞ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

奈良市地域自立支援協議会こども支援グループでの医療的ケア児に関する連携会議の継続と保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関と連携を図りながら支援を検

討していきます。また、コーディネーター養成研修修了者等と情報の共有や医療的ケア児の支援について協議を行います。

国の基本指針

令和5年度末までに、市町村及び圏域ごとに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の確保のため、現在、市では8か所の委託相談支援事業所を設置しています。

相談支援体制を充実・強化するため、委託相談支援事業所からなる奈良市地域自

立支援協議会相談支援グループにおいて、各事業所の経験やノウハウを共有する場を設けるとともに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の構築を行っていきます。

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

▶活動指標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	2回/年	3回/年	3回/年	3回/年

7 障害福祉サービス等の質の向上への取組み

適正なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法や障害福祉サービス、請求制度に対する研修に市職員の参加を促します。

障害福祉サービス事業所及び障害児通

所支援事業所等については、関連機関と連携しながら、調査や監査などを必要に応じて実施し、監査結果の情報共有に努めます。

国の基本指針

各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

▶活動指標

- 奈良県が実施する研修その他の研修への職員の参加
- 報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起
- 指導監査を受けた行政処分結果の通知

第3章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

第1節 サービス見込量設定の考え方

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に即して見込量を設定します。

また、当該見込量については、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情を踏まえて設定します。

第2節 訪問系サービス

1 居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

サービス名：居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者	障害支援区分1（障害児はこれに相当する心身の状態）以上で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人

サービス名：重度訪問介護

サービス内容	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
対象者	障害支援区分4以上で一定の要件を満たしている重度の肢体不自由者及び知的又は、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が必要な人

サービス名：同行援護

サービス内容	移動の著しく困難な視覚障害者の外出を支援し、その際の代読等の支援や、食事や排泄等の介護を行います。
対象者	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者で、外出時の移動において情報の提供や援護等が必要な人

サービス名：行動援護

サービス内容	障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
対象者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上で一定の要件を満たしている人

サービス名：重度障害者等包括支援

サービス内容	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
対象者	障害支援区分6該当者のうち、意思疎通に著しい困難がある人で、以下のいずれかに該当する人 ①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺、寝たきり状態にある人のうち、人工呼吸器による呼吸管理をしている身体障害者または最重度知的障害者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連等項目の合計点数が10点以上の人

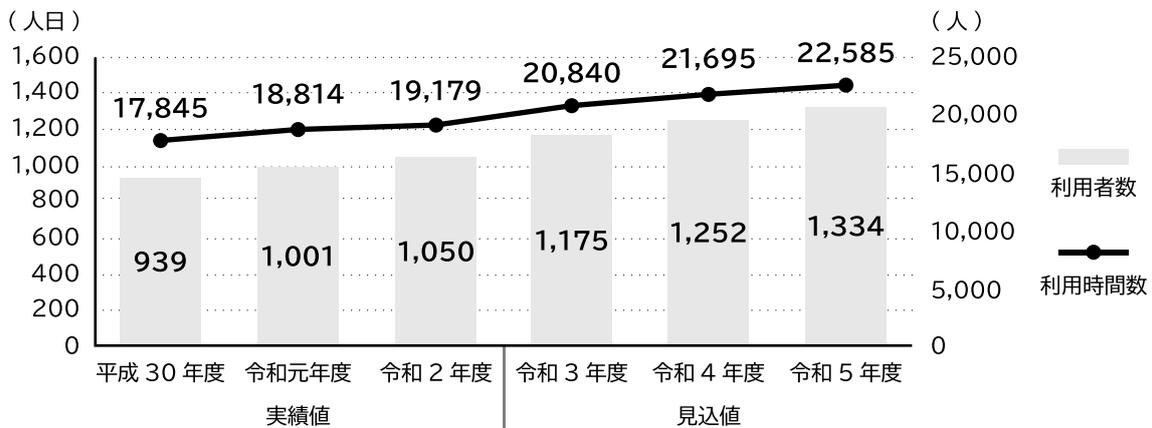
▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

利用者数及び利用時間については、障害の重度化や介護者の高齢化及び障害者の社会参加の必要性から増加を見込んでおり、サービス提供については、より上質

の支援の提供が行われるよう事業所に啓発するとともに、利用者の状態や状況に応じて、サービス等利用計画をもとに、適切な支給決定を行っていきます。

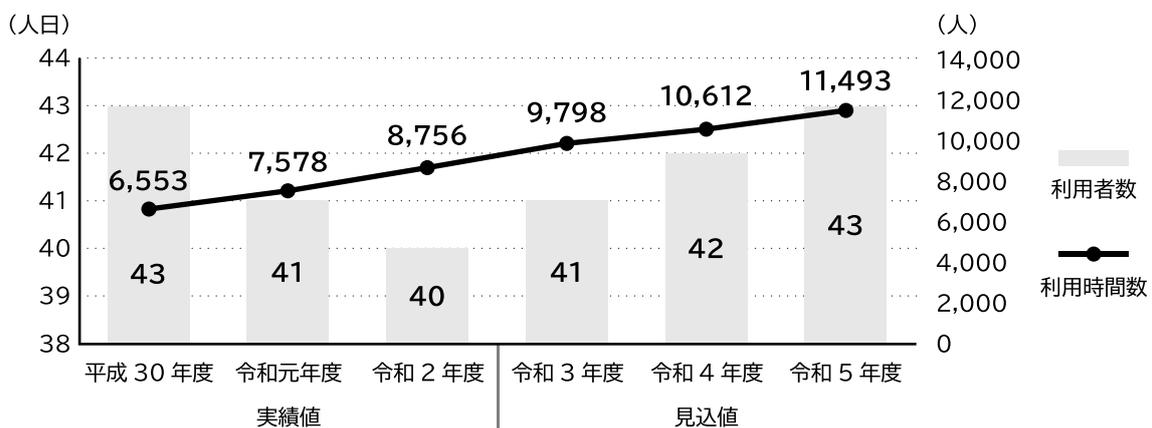
居宅介護

人：月あたりの利用者数 時間：月間の利用時間



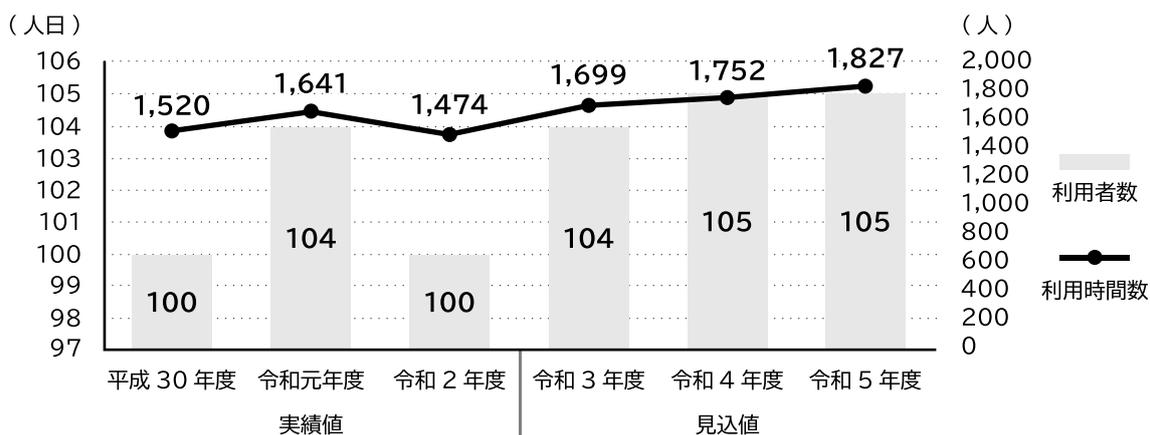
重度訪問介護

人：月あたりの利用者数 時間：月間の利用時間



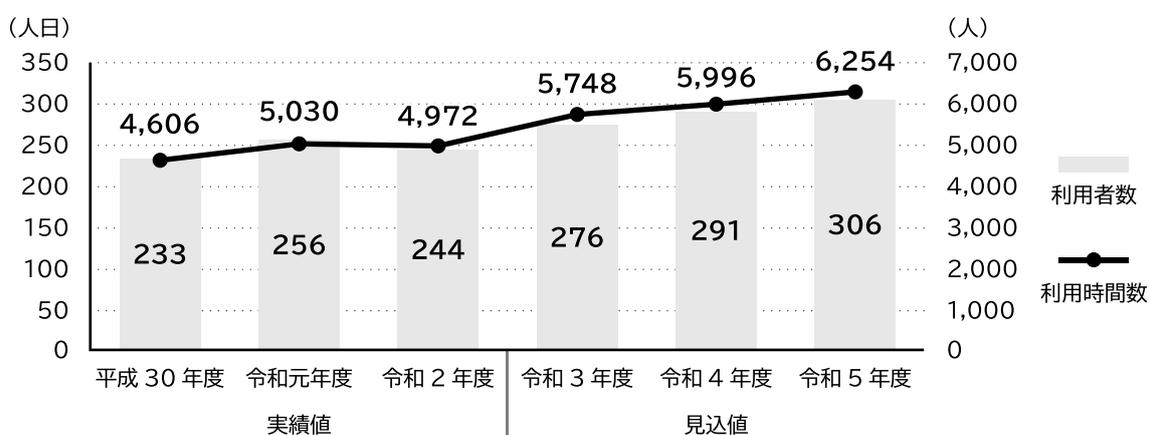
同行援護

人：月あたりの利用者数 時間：月間の利用時間



行動援護

人：月あたりの利用者数 時間：月間の利用時間



▶障害福祉サービス等の見込量 訪問系サービス

人：月あたりの利用者数 時間：月間の延利用時間

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	人	1,175	1,252	1,334
	時間	20,840	21,695	22,585
重度訪問介護	人	41	42	43
	時間	9,798	10,612	11,493
同行援護	人	104	105	105
	時間	1,699	1,752	1,827
行動援護	人	276	291	306
	時間	5,748	5,996	6,254
重度障害者等包括支援事業	人	0	0	0
	時間	0	0	0

第3節 日中活動系サービス

1 生活介護

サービス名：生活介護

サービス内容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、 ①障害支援区分3以上（施設へ入所する場合は区分4以上） ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設へ入所する場合は区分3以上）

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

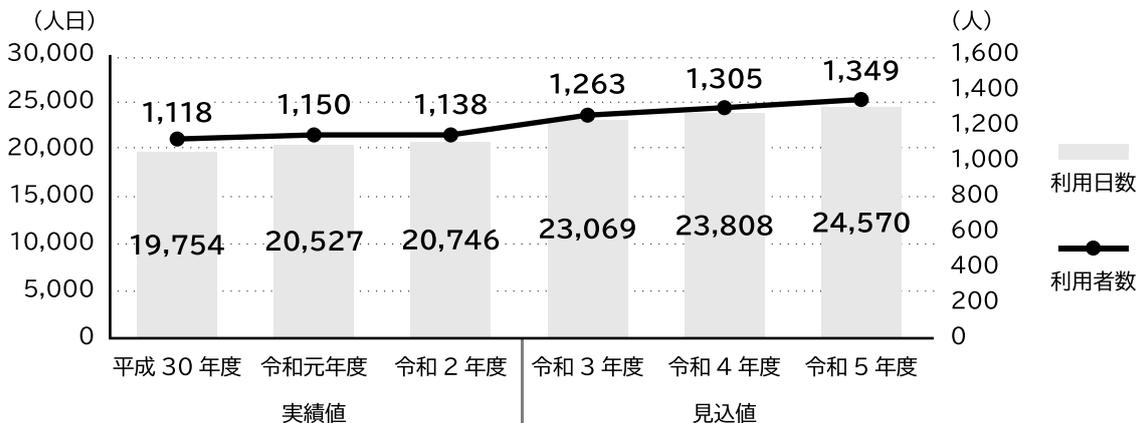
サービスは年々増加傾向にあり、年間40～50人程度の利用者の増加を見込んでいます。

障害者の個々の特性に応じたより質の高

いサービスが提供できるように、事業所の体制の強化や職員の資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等を行います。

生活介護

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



2 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

サービス名：自立訓練（機能訓練）

サービス内容	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者で、 ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②特別支援学校(盲・ろう・養護学校)を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

サービス名：自立訓練（生活訓練）

サービス内容	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対象者	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者で、</p> <p>①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人</p> <p>②特別支援学校（養護学校）を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人等</p>

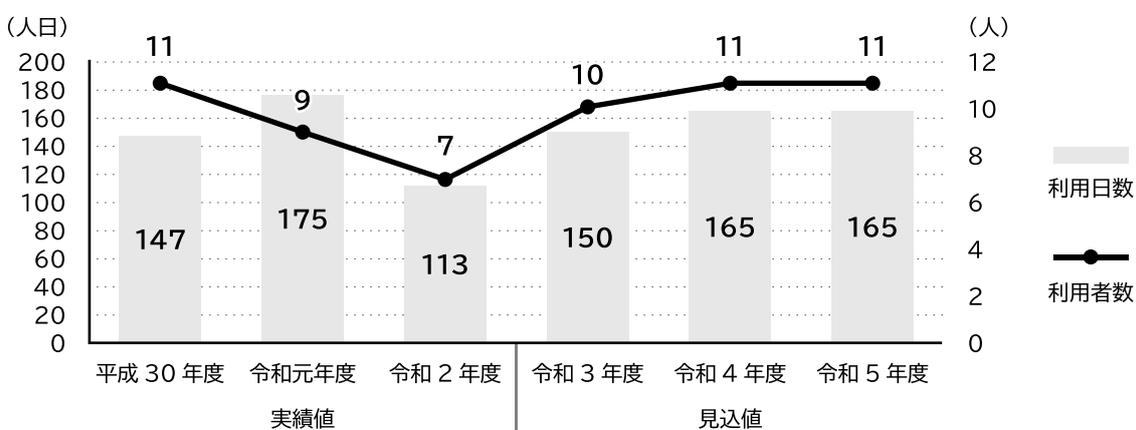
▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

自立訓練（機能訓練）については、市内に事業所が無いいため、現状では利用者数の増加が見込めません。

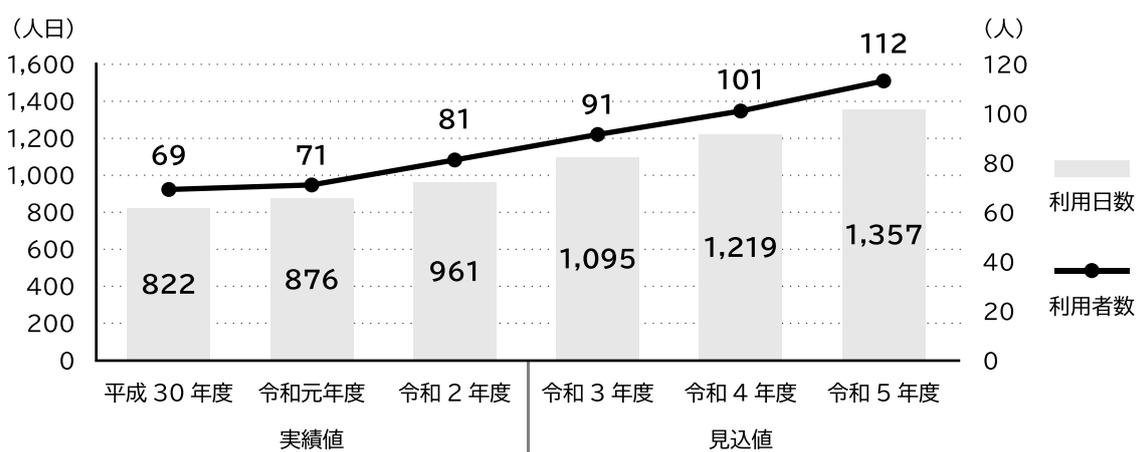
自立訓練（生活訓練）については、地域移行を進めるうえで利用者は増加すると見込まれますが、サービス利用期間が

原則2年と限定されていることに加え、新規参入の事業所も出ていないことから、急激な増加とならず微増で推移していくと考えられます。今後、訓練期間中の相談支援体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

自立訓練（機能訓練） 人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



自立訓練（生活訓練） 人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



3 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援

サービス名：就労移行支援

サービス内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象者	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の人

サービス名：就労継続支援A型

サービス内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時に 65 歳未満）で、 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ②特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

サービス名：就労継続支援B型

サービス内容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人で、 ①就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人 ③ ①、②に該当しない人で、50 歳に達している人、または障害基礎年金 1 級を受給している人

サービス名：就労定着支援

サービス内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
対象者	就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人で、 ①就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の人 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

就労移行支援については、ハローワークやなら障がい者就業・生活支援センターコンパス、特別支援学校等との連携を図ることで利用者数の増加は見込めますが、サービス利用期間が原則2年と限定されていることから、急激な増加はないと考えられます。ハローワーク等の行政機関及び事業所だけでなく、一般企業も交えた研修会の開催など障害者雇用についてのさらなる啓発に努めます。

就労継続支援 A 型は、事業所はサービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため運営面での工夫が必要となりますが、利用者にとっては雇用契約に基づく

安定的な収入の確保ができる事業であり、利用者数の増加を見込んでいます。

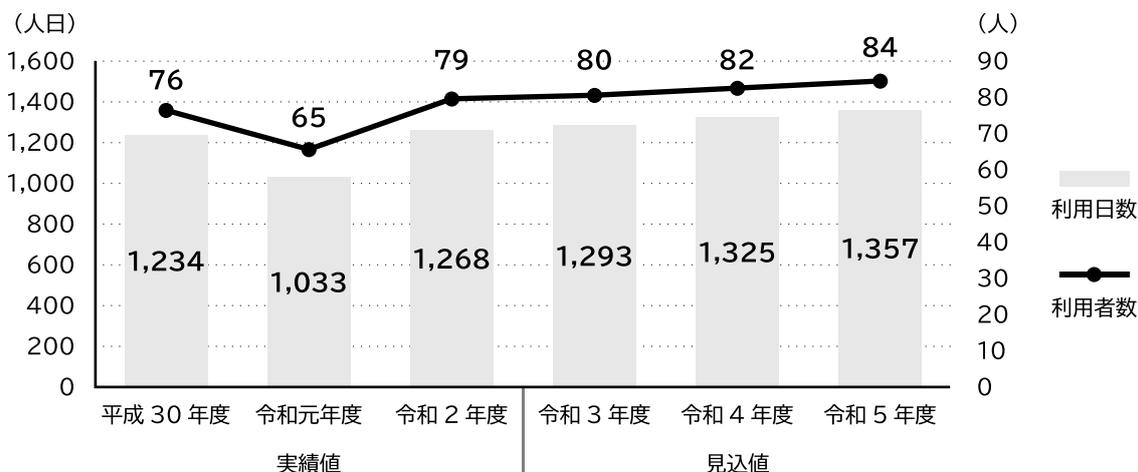
就労継続支援 B 型は、本来の就労移行支援の機能と共に、就労移行支援事業を利用したが就労に至らなかった障害者の移行先としての機能を併せ持っており、今後も利用者数の増加を見込んでいます。

就労継続支援（A 型・B 型）においては、事業所で生産・製作された食品や物品等について、販売ルートの拡大や確立をめざすために事業所・行政・企業等の連携を図っていきます。

就労定着支援については、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

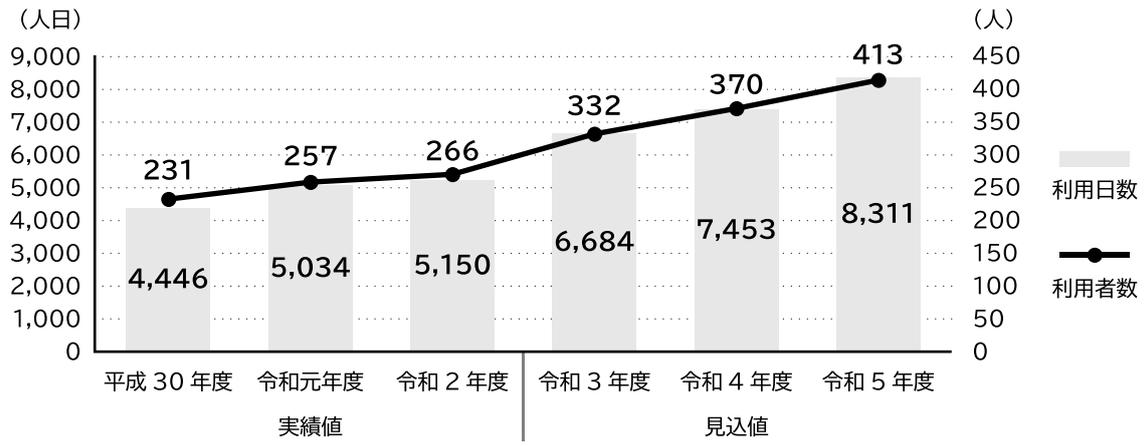
就労移行支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



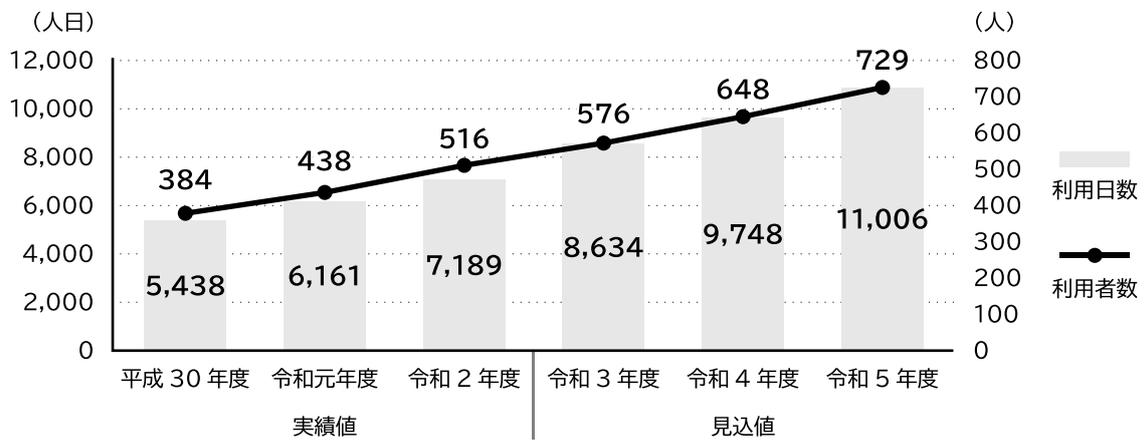
就労継続支援（A型）

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



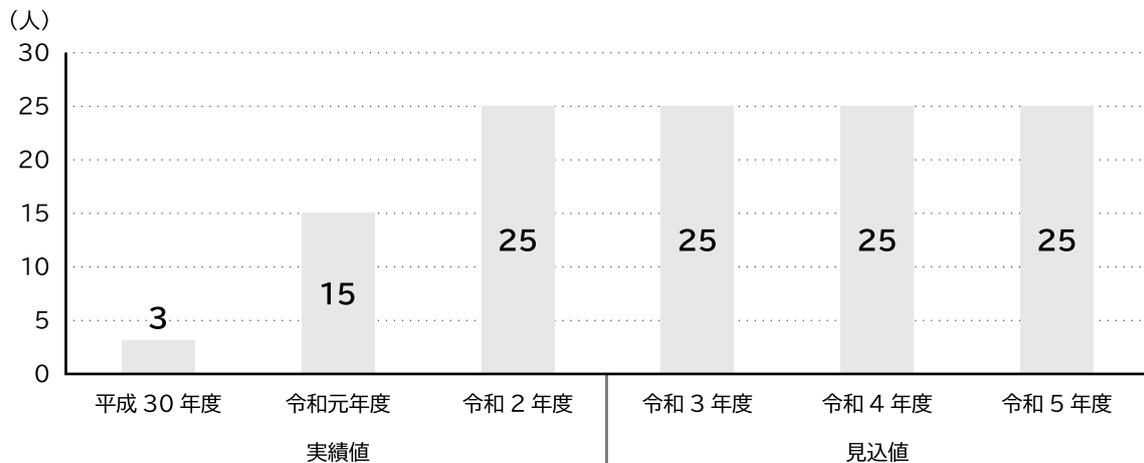
就労継続支援（B型）

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



就労定着支援

人：月あたりの利用者数



4 療養介護

サービス名：療養介護

サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
対象者	医療及び常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の人

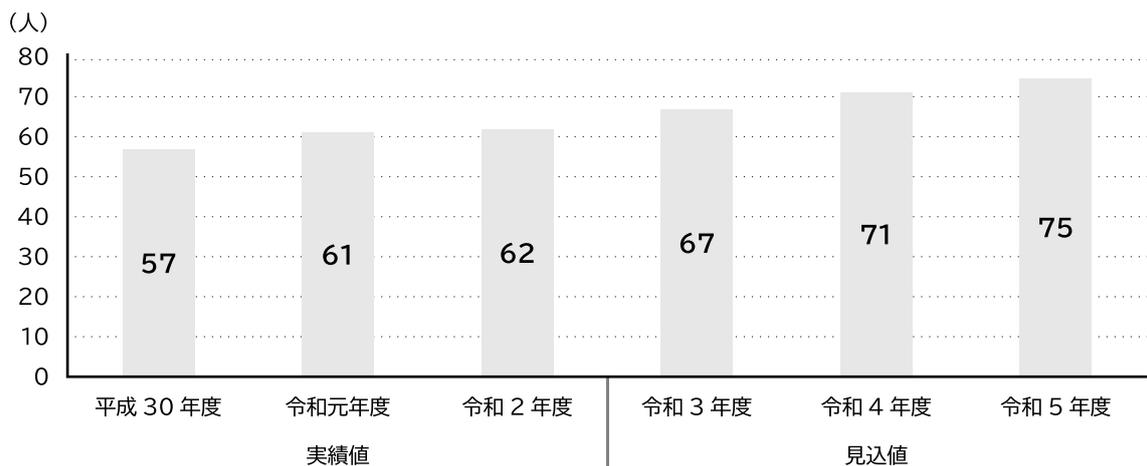
▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

療養介護事業は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所

の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関との連携等に対応できるように努めます。

療養介護

人：月あたりの利用者数



5 短期入所（ショートステイ）

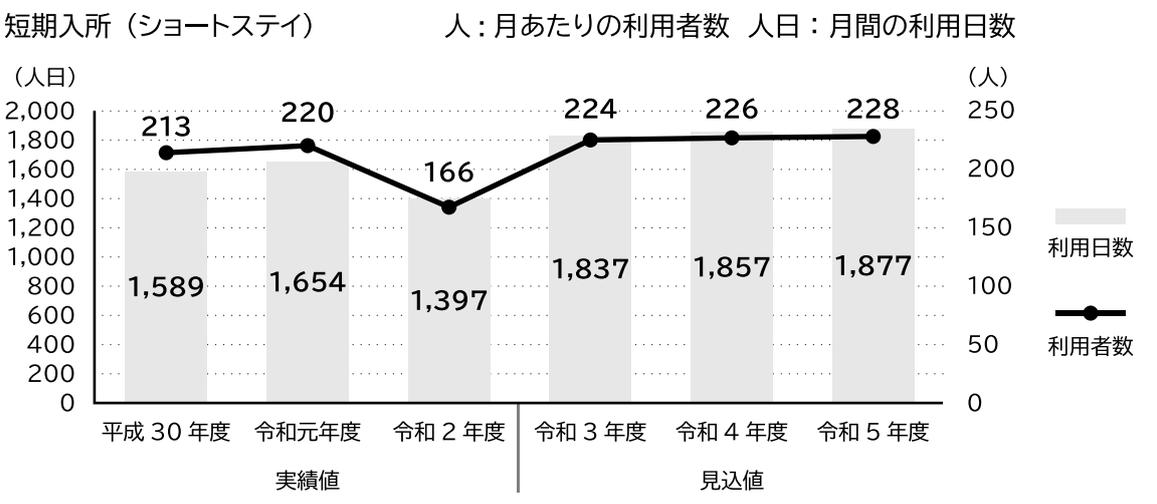
サービス名：短期入所（ショートステイ）

サービス内容	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
対象者	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間、施設への入所を必要とする障害支援区分1以上の障害者及び厚生労働大臣が定める区分1以上の障害児

▶ 今後のサービス見込量とその確保のための方策

短期入所（福祉型）については、障害者の介護者等の事情により利用する場合と、将来施設入所やグループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合があります。重要なサービスとして位置付けられている事業です。介護者等の高齢化に伴い、今後さらに緊急時の受け入れ等の必要性も高まってくると考えられます。そのため、通所事業所等に対しても設置に

向けての啓発を行います。
 短期入所（医療型）については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者、重症心身障害児・者に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の増加を図ることは難しい状況ではありますが、今後見込まれる利用者については、医療機関との連携等に対応できるよう努めます。



▶障害福祉サービス等の見込量 日中活動系サービス

人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	1,263	1,305	1,349
	人日	23,069	23,808	24,570
自立訓練（機能訓練）	人	10	11	11
	人日	150	165	165
自立訓練（生活訓練）	人	91	101	112
	人日	1,095	1,219	1,357
就労移行支援	人	80	82	84
	人日	1,293	1,325	1,357
就労継続支援（A型）	人	332	370	413
	人日	6,684	7,453	8,311
就労継続支援（B型）	人	576	648	729
	人日	8,634	9,748	11,006
就労定着支援	人	25	25	25
療養介護	人	67	71	75
短期入所（福祉型）	人	202	203	204
	人日	1,731	1,749	1,767
短期入所（医療型）	人	22	23	24
	人日	106	108	110
短期入所 計	人	224	226	228
	人日	1,837	1,857	1,877

第4節 居住系サービス

1 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

サービス名：自立生活援助

サービス内容

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

対象者

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者

サービス名：共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で行われる、相談や日常生活上の援助を行います。

対象者

障害者（身体障害者は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人）

サービス名：施設入所支援

サービス内容

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象者

①原則として、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上）
②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難である人

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

障害者の地域移行にあたり、共同生活援助（グループホーム）の整備は重要課題の一つとなっています。地域生活を支える受け皿としてのグループホームの位置付けを明確にし、障害者が安心して生活し自立できる場所の確保に努めることで地域福祉の向上を図ります。

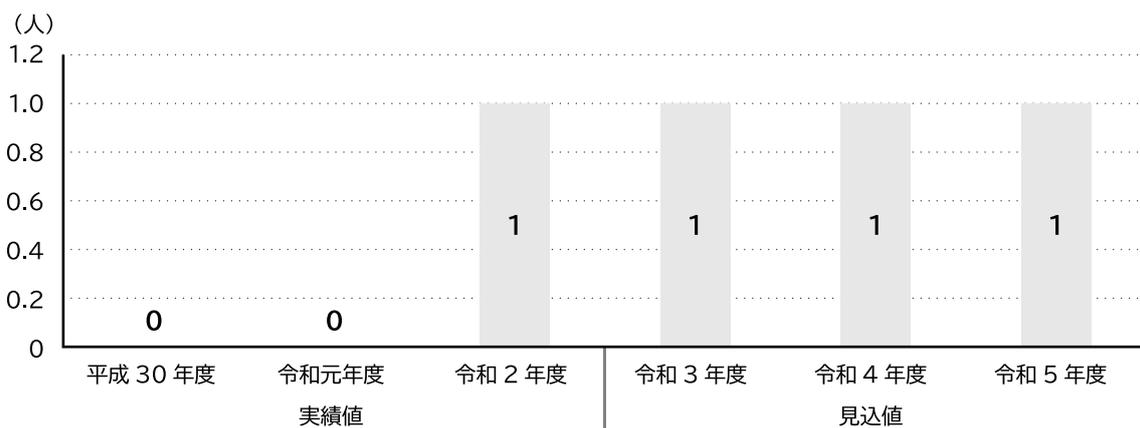
共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応えられる、サテライト型住居やグループホームでの外部サービス利用についても啓発を図ります。また、

これと並行し自立生活援助の体制の確立を図り、利用者の特性や状況に合わせた支援の充実に努めます。

また、施設入所支援については、本市においてはグループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者のニーズがあるという現状を見据え、地域生活への移行を進めていくと同時に、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所の確保についての検討を重ねます。

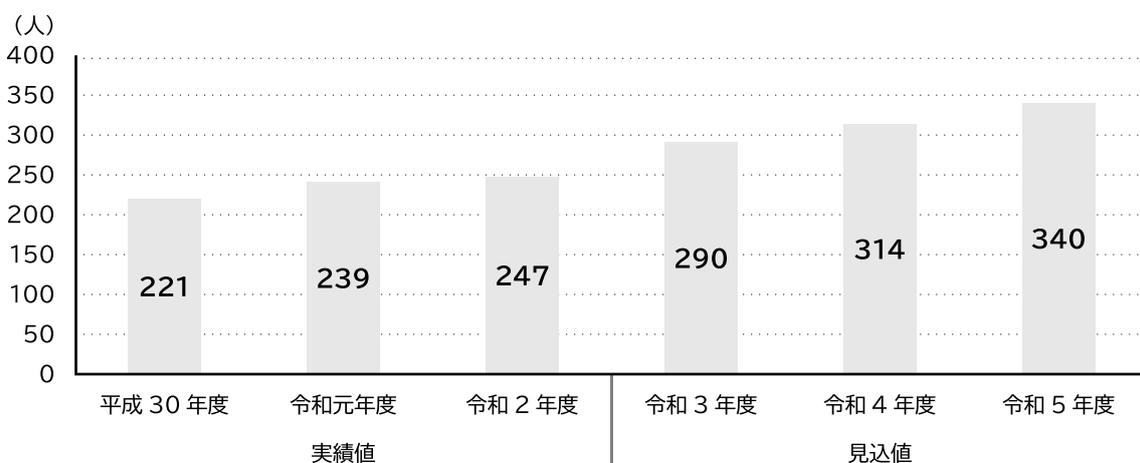
自立生活援助

人：月あたりの利用者数



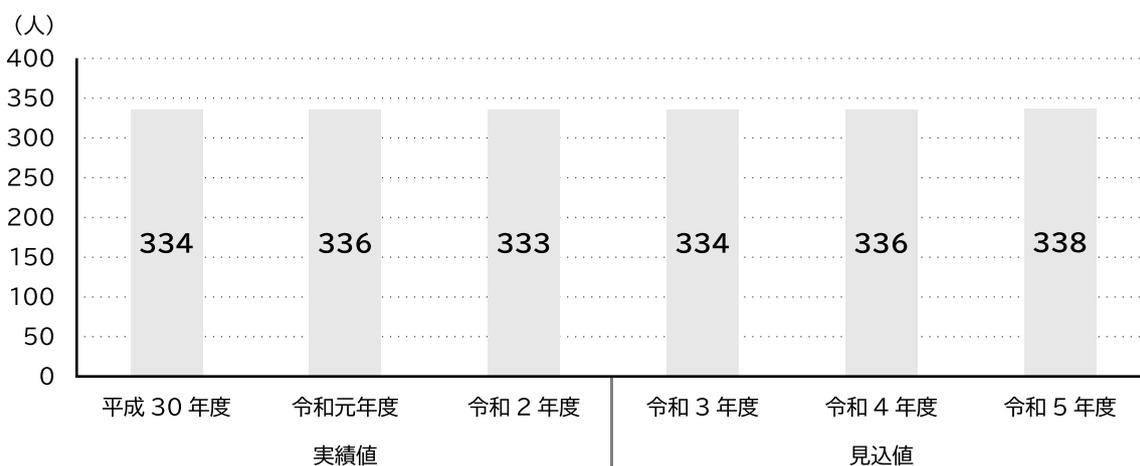
共同生活援助（グループホーム）

人：月あたりの利用者数



施設入所支援

人：月あたりの利用者数



▶障害福祉サービス等の見込量 居住系サービス

人：月あたりの利用者数

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	290	314	340
施設入所支援	人	334	336	338

第5節 相談支援

1 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス名：計画相談支援

サービス内容	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
対象者	障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人 地域相談支援を申請した障害者であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人

サービス名：地域移行支援

サービス内容	障害者支援施設、精神科病院等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
対象者	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者（1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める人）

サービス名：地域定着支援

サービス内容	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
対象者	居宅において単身で生活する障害者や居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込めない状況にある障害者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員に対して相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案又はそれ以外の者が作成するセルフプランの提出が必須となっているため、サービス利用者の増加と連動するものとして見込値を設定しています。

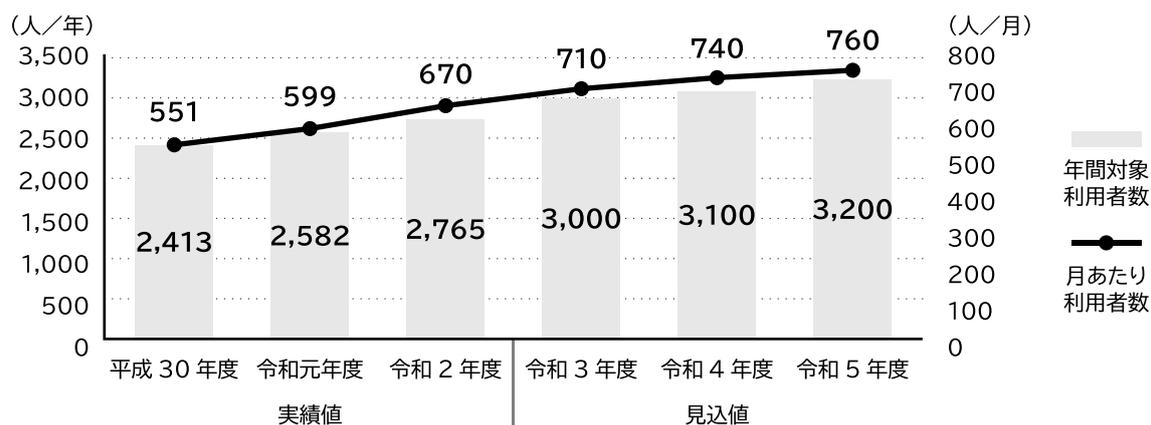
精神科病院入院者の地域移行支援については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という考え方にに基づき、地域への受

入条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を医療機関や保健所、障害者の相談支援事業所、地域包括支援センター等と連携し進めていきます。

地域定着支援利用者についても、施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしへ移行した障害者等に対し、サービスの利用についての周知を図ります。

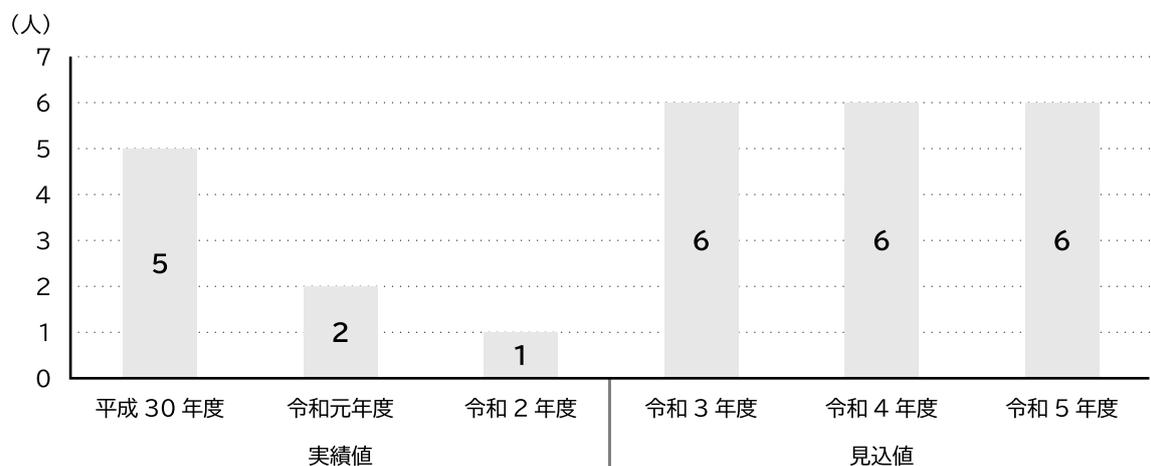
計画相談支援

人／年：年間対象利用者数 人／月：月あたり利用者数



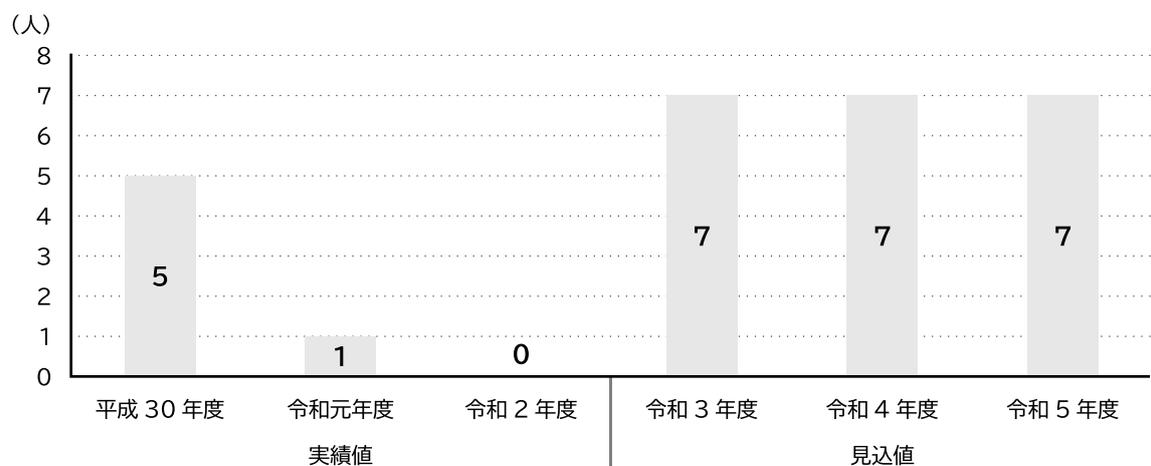
地域移行支援

人：月あたりの利用者数



地域定着支援

人：月あたりの利用者数



▶障害福祉サービス等の見込量 相談支援

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	年間対象利用者数	3,000	3,100	3,200
	人	710	740	760
地域移行支援	人	6	6	6
地域定着支援	人	7	7	7

第4章 障害児支援の見込み及び確保方策

第1節 サービス見込量設定の考え方

障害の早期発見や相談体制の充実、保護者の早期療育への意識の高まりや多様なサービスの提供により療育支援に対するニーズが高くなっています。療育支援を必要とする児童の障害特性や生活する環境等に応じ、適切な療育や切れ目ない支援が提供できるよう、通所事業所や関係機

関等と支援体制の充実に努め障害児通所支援事業を推進していきます。

障害児相談支援は、支援利用計画の作成やモニタリングなど適切かつ丁寧な関わりが必要とされます。奈良市地域自立支援協議会や関連機関と連携し療育の場の質的向上や相談支援体制の充実に努めます。

第2節 障害児通所支援・障害児相談支援等

1 児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

サービス名：児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
対象者	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障害児

サービス名：放課後等デイサービス

サービス内容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
対象者	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障害児

サービス名：医療型児童発達支援

サービス内容	必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

サービス名：居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
対象者	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童

サービス名：保育所等訪問支援

サービス内容 保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

対象者

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児

▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

児童発達支援については、幼児期の相談体制や母子保健・子育て・保育部門との連携がすすみ、保護者の気づきや支援者の早期発見等により相談や利用が増加しています。放課後等デイサービスについても、関係機関の事業の認知や児童や保護者のニーズ等から増加しています。保育所等訪問支援は、市内事業所の開所以降、児童が所属する場への適応に不安がある保護者のニーズが高く徐々に増加しています。

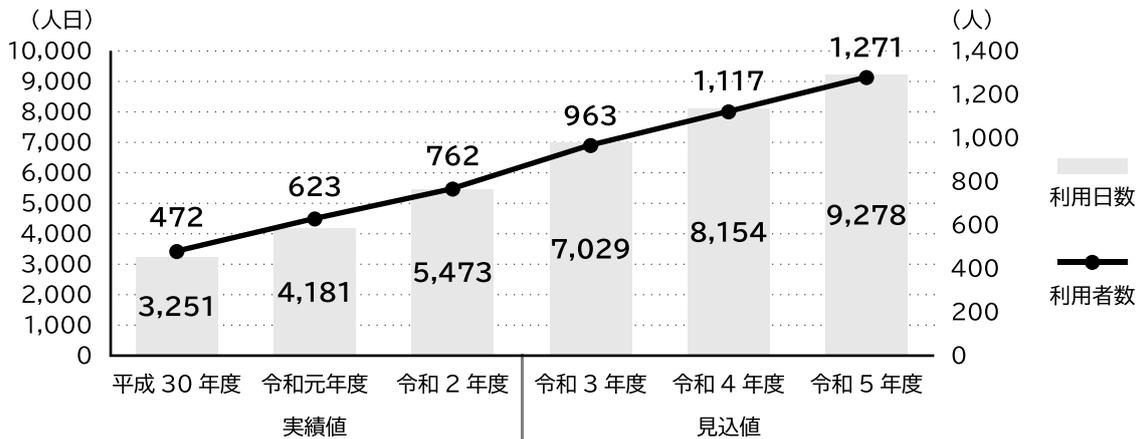
また、市内の事業所は年々増加してお

り、専門性のある個別療育や学習・就労を見据えた支援内容等の多様な内容を展開し、親子のニーズが高いことからどの事業も今後も増加が見込まれます。医療的ケア児等についても発達支援の機会が確保されるよう関係機関や事業所と連携を密にし、サービス量の確保や既存の体制が維持できるように努めます。

今後、子どもにとって適切なサービスが提供できるよう事業所や関係機関等と連携し支援体制の充実に努めます。

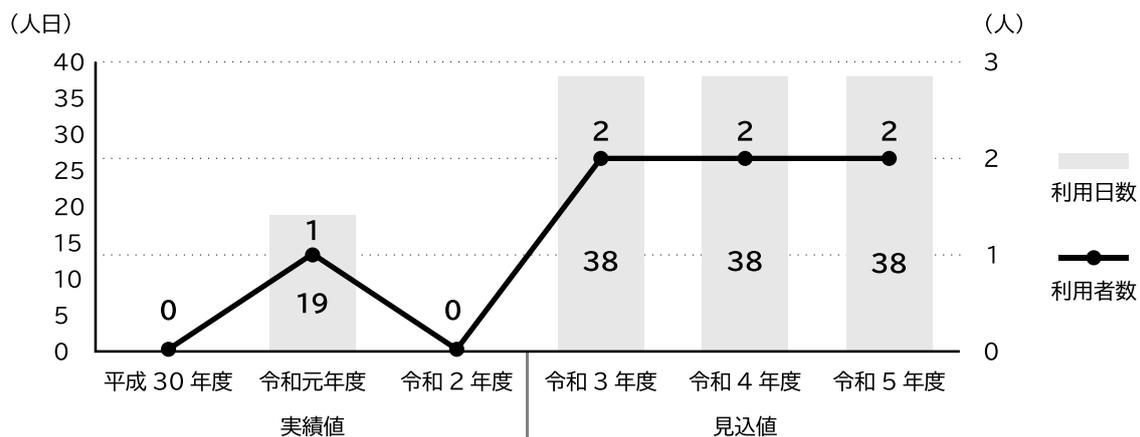
児童発達支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



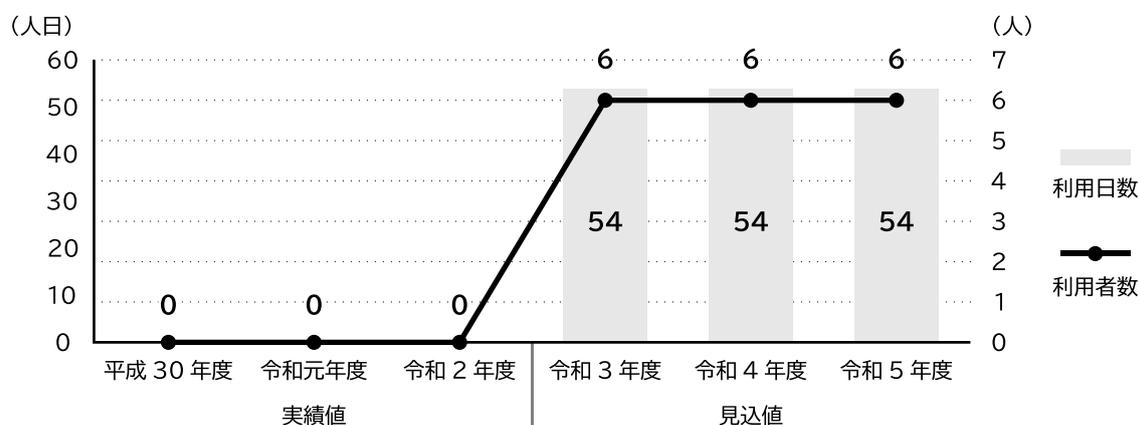
医療型児童発達支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



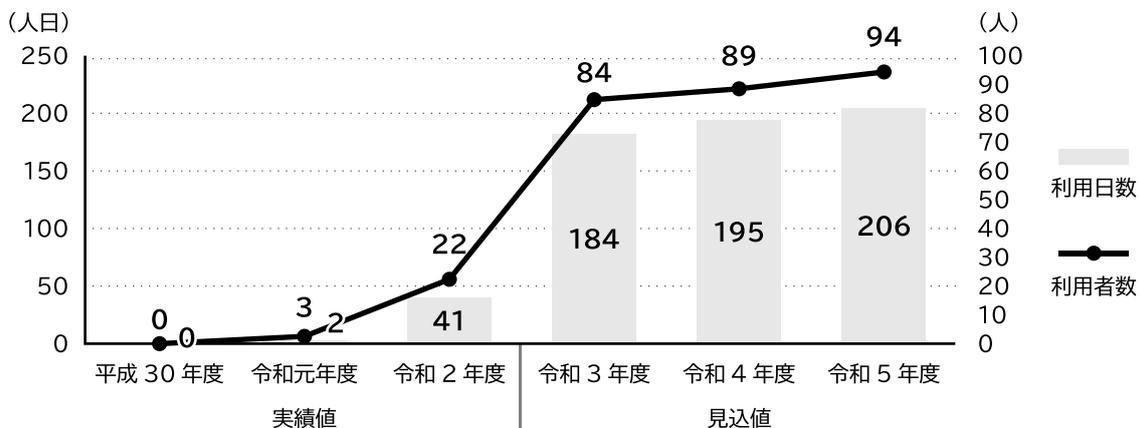
居宅訪問型児童発達支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



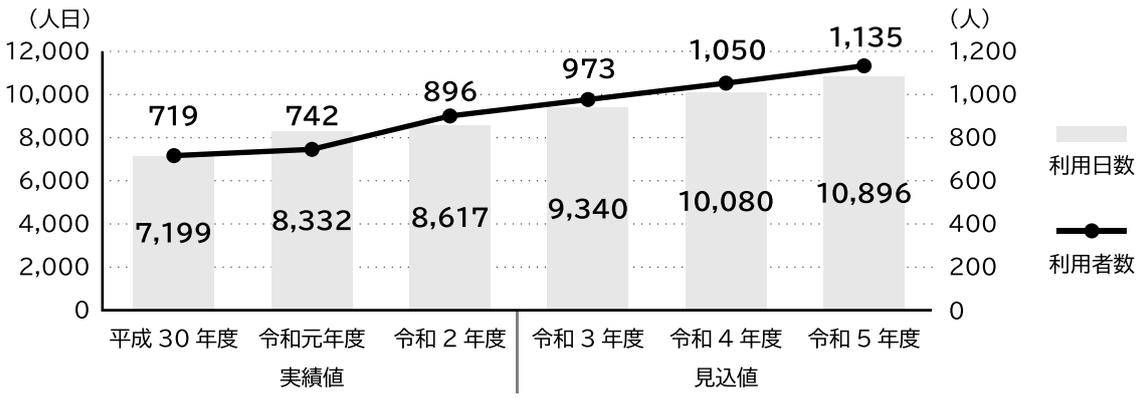
保育所等訪問支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



放課後等デイサービス

人：月あたりの利用者数 人日：月間の利用日数



2 障害児相談支援

サービス名：障害児相談支援

サービス内容	障害児が障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
対象者	障害児通所支援を申請した障害児であって、市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた人

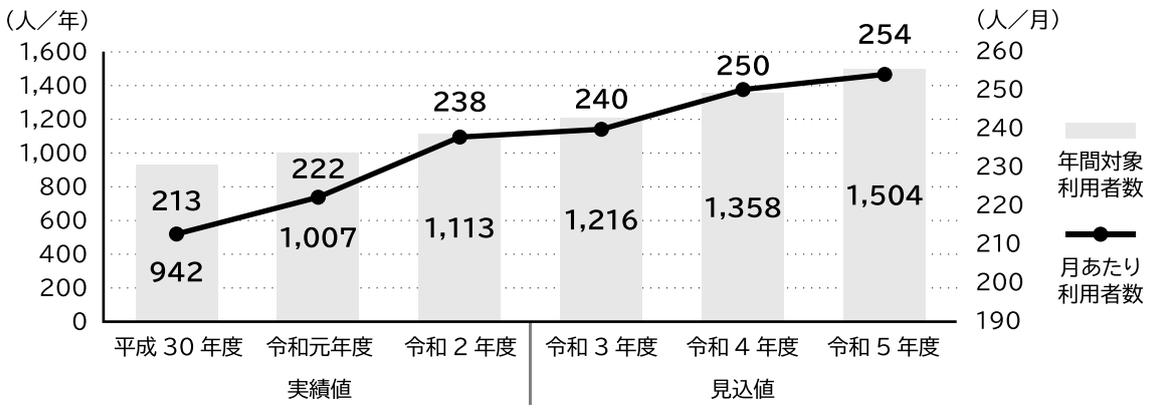
▶今後のサービス見込量とその確保のための方策

障害児相談支援事業所は、児童の対応年齢や障害特性などから、各事業所の専門性を生かした相談援助が実施されています。児童の障害特性や保護者のニーズ、子育ての環境等が多様化するなかで適切

なサービスを提供していくためにも、自立支援協議会こども支援グループや関係機関等と相談支援体制の向上に努めていきます。

障害児相談支援

人／月：月あたりの利用者数 人／年：年間対象利用者数



▶障害福祉サービス等の見込量 障害児支援

人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児支援	児童発達支援	人	963	1,117	1,271
		人日	7,029	8,154	9,278
	医療型児童発達支援	人	2	2	2
		人日	38	38	38
	居宅訪問型児童発達支援	人	6	6	6
		人日	54	54	54
	保育所等訪問支援	人	84	89	94
		人日	184	195	206
	放課後等デイサービス	人	973	1,050	1,135
		人日	9,340	10,080	10,896
	障害児相談支援	年間対象利用者数	1,216	1,358	1,504
		人	240	250	254

※ 障害児相談

・年間対象利用者数…毎年3月現在の支給決定者数

・人 …4月～3月の12か月の請求件数合計を12で除し、ひと月当たりの平均利用数（新規、モニタリング含む）として計上

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

▶今後の見込量とその確保のための方策

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるようコーディネーターを配置し、その支援に努めます。

▶障害福祉サービス等の見込量 障害児支援

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		0	1	1

※ これまで医療的ケア児の総合的な支援を行うものとしてコーディネーター養成研修受講者を配置人数として計上してきましたが、個別の総合的な支援だけでなく、地域における課題の整理等を行い医療的ケア児支援のための地域づくりを行う役割を担うものとして見直し、配置を検討していきます。

第5章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

第1節 サービス目標量設定の考え方

地域生活支援事業の成果目標については、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）等と組み合わせで実施することや地理的条件や各種社会

資源の状況を勘案し、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

第2節 市町村必須事業

1 理解促進研修・啓発事業

事業名：理解促進研修・啓発事業

事業内容

障害者等が生活する中で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害に関する理解を深める研修や啓発活動を行います。

対象者

地域住民

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

毎年、講演会やセミナーの開催及び障害者週間に合わせて、パネル展及び授産品の展示・販売を行っています。今後も

市民を対象とした研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

事業名：自発的活動支援事業

事業内容

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対し助成を行います。

対象者

障害者やその家族又は市民

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

地域生活に移行できる可能性があるが移行できないでいる長期に入院している障害者の入院先に出向き、地域生活の楽しさや、色々なサービスの説明をする活

動を行っている団体の取り組みに対し支援をしています。今後も共生社会の実現を図り、障害者の自立を支援するために、自発的活動の支援を継続していきます。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

3 相談支援事業

事業名：障害者相談支援事業

事業内容	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等や関係者からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行ないます。
対象者	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者など

事業名：市町村相談支援機能強化事業

事業内容	相談支援事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、専門的な能力を有する職員を配置し、相談支援事業所に対し指導、助言、情報収集、提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施し、相談支援機能の強化を図ります。
対象者	障害者相談支援事業の対象者に加え、相談支援事業者や地域の相談機関等

事業名：住宅入所等支援事業

事業内容	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。
対象者	障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難なもの

▶今後の見込量とその確保のための方策

障害者総合支援法に基づく委託相談支援事業として8箇所の事業所が、障害者等が生活するうえで抱える問題に対し必要な情報の提供及び助言、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施しています。また、市町村相談支援機能強化事業として、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職員を配置し、困難事例への対応を行っ

ています。今後も障害者の自立した日常生活及び社会生活の営みを支援するため、相談支援体制の維持に努めるとともに、より質の高い相談支援が提供できるよう、奈良市地域自立支援協議会を中心に委託相談支援事業所以外の相談支援事業所とも連携強化に取り組みます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	委託箇所数 (箇所)	8	8	8
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入所等支援事業	実施の有無	無	無	有

4 成年後見制度利用支援事業

事業名：成年後見制度利用支援事業

事業内容	障害者の権利擁護のために、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。
対象者	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者や精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人

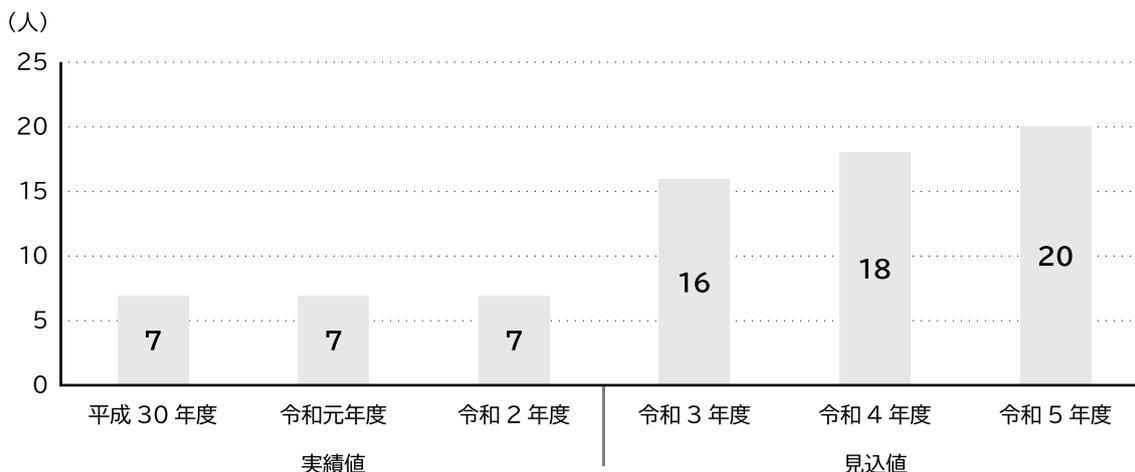
▶今後の計画とその確保のための方策

今後も支援を必要とする障害者が事業（業）との連携を図り支援を実施していきます。利用できるよう、制度の周知や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	助成件数 (件/年)	16	18	20

成年後見制度利用支援事業

件/年：助成件数



5 成年後見制度法人後見支援事業

事業名：成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るものです。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------

▶今後の計画とその確保のための方策

地域生活支援事業としては実施していませんが、平成30年度に設置された奈良市権利擁護センターにおいて同様の事業を行っています。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

6 意思疎通支援事業

事業名：意思疎通支援事業

事業内容	手話通訳者の設置や、手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。
対象者	聴覚、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

① 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣

対象者の高齢化に伴う医療及び介護に係るニーズの増加や聴覚障害者の社会参加の進展により、多様なニーズが考えられます。そのニーズに対応できるように、今後も派遣体制を維持します。

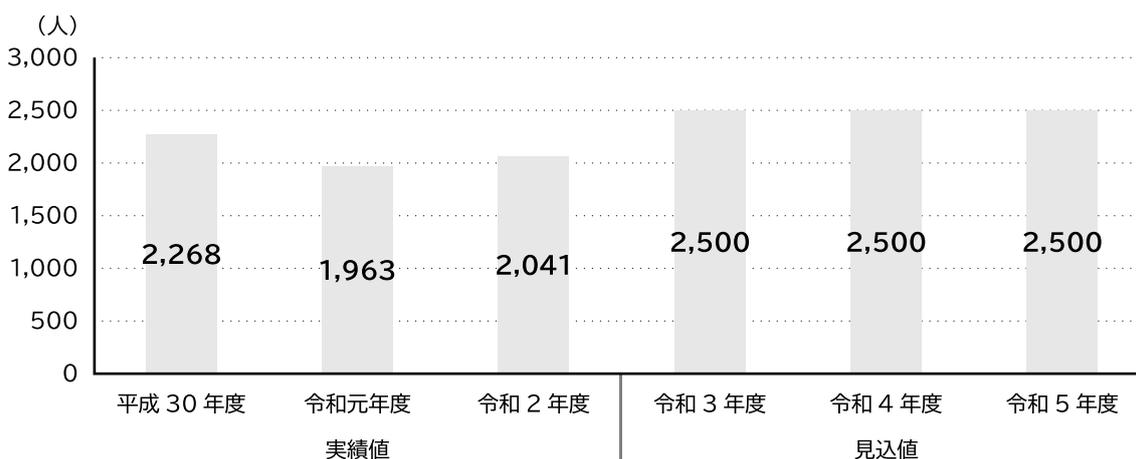
② 手話通訳者設置

市役所、福祉センター内で聴覚障害者の窓口相談、各種手続や同行訪問などを行っています。今後も支援を必要とする障害者のために設置を継続していきます。

事業内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	延支援件数（件／年）	2,500	2,500	2,500
要約筆記者派遣	延派遣数（件／年）	39	39	39
手話通訳者設置	設置者数（人）	3	3	3

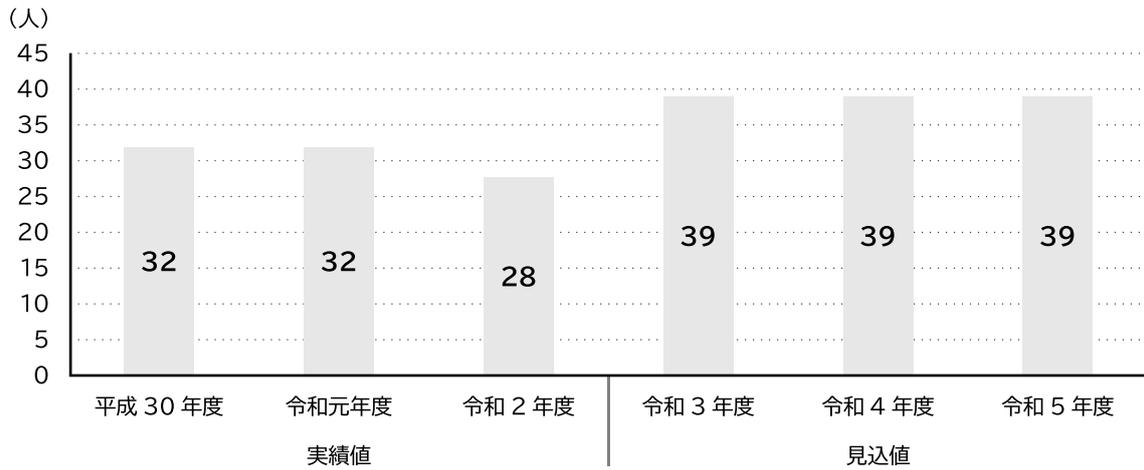
手話通訳者派遣

件／年：延支援件数



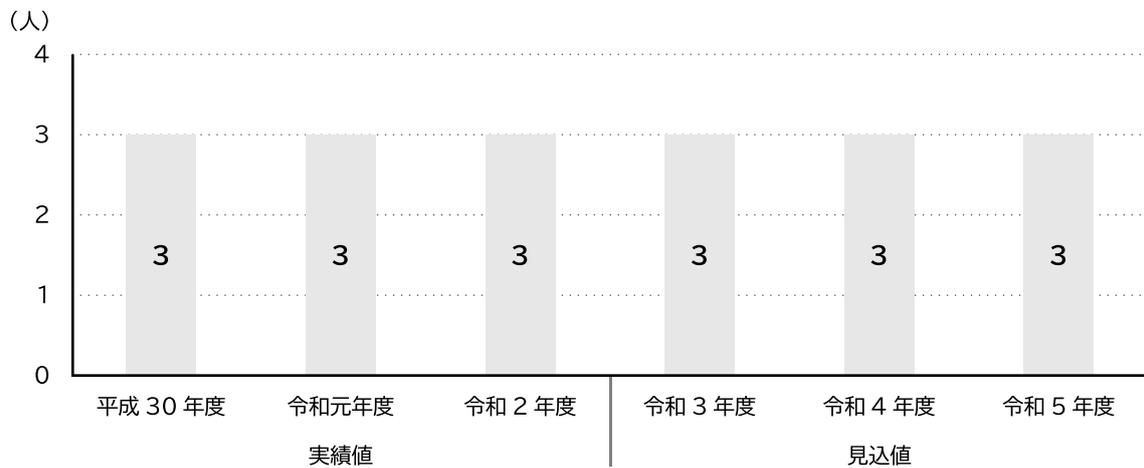
要約筆記者派遣

件／年：延派遣件数



手話通訳者設置

件／年：設置者数



7 日常生活用具給付事業

事業名：日常生活用具給付事業

事業内容	在宅の障害者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。
対象者	当該用具を必要とする人で、用具の種類ごとに定める障害や等級及び身体状況に該当する障害者や難病患者等

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

大きく需要が伸びている排泄管理支援用具（ストーマ装具等）を含み、日常生活用具全体で支給の増加を見込んでいます。在宅の障害者の日常生活上の困難を改善

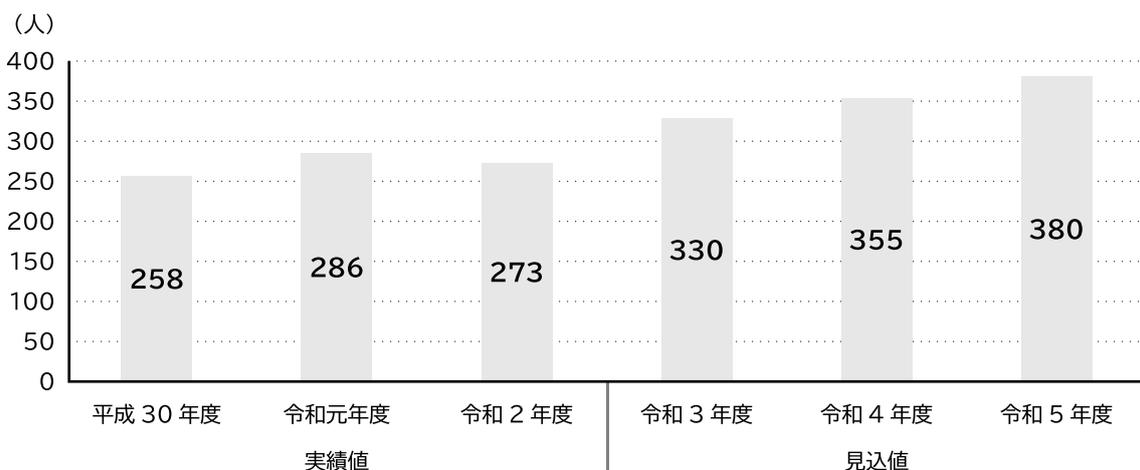
し、社会参加を促進するため、障害の種類や程度等に応じてニーズを適切に把握し給付に努めます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	延給付件数 (件/年)	30	35	35
自立生活支援用具	延給付件数 (件/年)	80	80	85
在宅療養等支援用具	延給付件数 (件/年)	90	90	90
情報・意思疎通支援用具	延給付件数 (件/年)	115	135	155
住宅改修費	延給付件数 (件/年)	15	15	15
計		330	355	380
排泄管理支援用具※	延給付件数 (件/年)	9,400	9,785	10,170
合計		9,730	10,140	10,550

※ 継続的に給付する排泄管理支援用具（ストーマ装具及び紙おむつ等）の件数は、1か月分を1件としています。

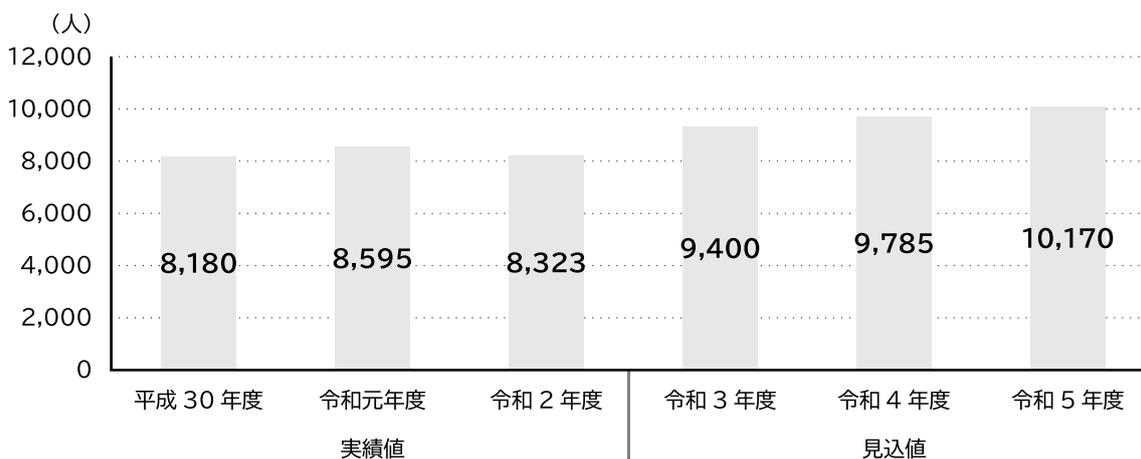
日常生活用具給付事業

件/年：延給付件数



排泄管理支援用具

件/年：延給付件数



8 手話奉仕員養成研修事業

事業名：手話奉仕員養成研修事業

事業内容	聴覚障害者等の交流促進などのため、厚生労働省カリキュラムに基づいた手話奉仕員養成講座を行い、手話通訳者を養成します。
対象者	市内に在住、在勤、在学する人

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、定員 40 人の手話奉仕員養成入門講座と定員 20 人の手話奉

仕員養成基礎講座を行い、障害者等の日常生活及び社会生活を支援します。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	入門講座修了者数 (人/年)	40	40	40
	基礎講座修了者数 (人/年)	20	20	20

9 移動支援事業

事業名：移動支援事業

事業内容	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
対象者	市が定める障害毎の条件に該当する障害者等

▶ 今後の見込量とその確保のための方策

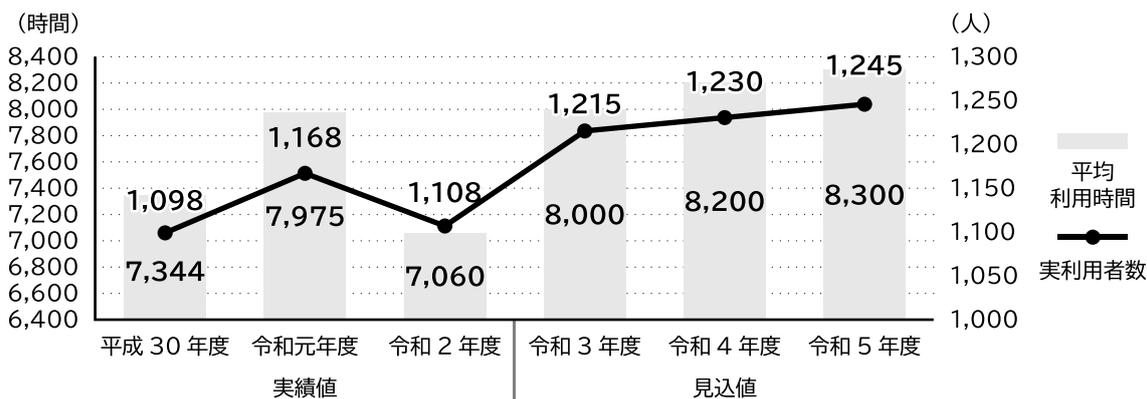
移動支援事業については、利用時間数の増加傾向が続いており、多くの人に利用してもらいつつも、継続的かつ安定的な事業運営に取り組むために利用者及び

家族等の状況や現在受給している他のサービス内容を勘案し、適切な支給量を決定していきます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	1,215	1,230	1,245
	平均利用時間 (時間/月)	8,000	8,200	8,300

移動支援事業

人：月あたりの実利用者数 時間／月：平均利用時間



10 地域活動支援センター事業

事業名：地域活動支援センター事業

事業内容	障害者の創作的活動または生産活動の機会の提供や地域社会との交流の機会などを提供します。
------	---------------------------------------------

▶今後の見込量とその確保のための方策

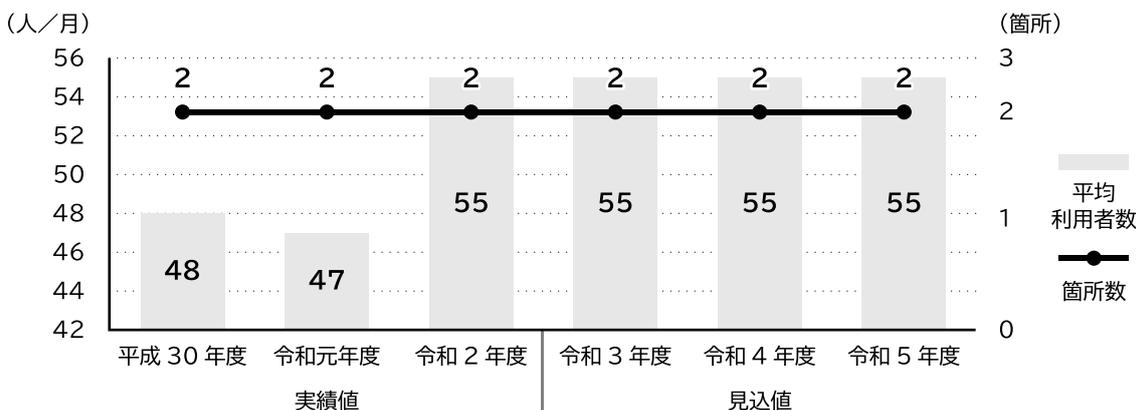
利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有し

ているため、引き続き安定的な運営と活動の場の確保に努め、新たな利用者を受け入れてもらうために、現利用者が日中活動系の障害福祉サービスへの移行等についての情報の提供に努めていきます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	平均利用者数 (人／月)	55	55	55
	箇所数 (箇所)	2	2	2

地域活動支援センター事業

人／月：平均利用者数 箇所：箇所数



第3節 その他の事業

任意事業として、「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」、「巡回支援専門員整備事業」など各種の日常生活支援事業や、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」、「文化芸術活動振興事業」、「点字・声の広報等発行事業」、「奉仕員養成研修事業」など各種の社会参加事業や「自動車改造費助成事業」を実施しています。

また、平成29年度より、地域生活支援促進事業として位置づけられた「障害者虐待防止対策事業」、令和2年度から「移動支援（大学修学支援型）」を実施しています。これらについては、利用状況をみながら、利用者ニーズをくみ取り手法等を工夫する中で事業が広く行き渡るよう実施していきます。

《 資料編 》

○奈良市障害者計画等策定委員会規則

平成 31 年 3 月 31 日規則第 13 号

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第5条の規定により、奈良市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第3項に規定する市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第4次奈良市障害者福祉基本計画・第6期奈良市障害福祉計画・ 第2期奈良市障害児福祉計画策定経緯

年月日	検討会議等 / 協議事項
令和2年10月9日	第1回奈良市障害者計画等策定委員会 1 委員長及び副委員長の選出について 2 奈良市障害者計画等策定委員会運営要領（案）について 3 会議録署名人の選任について 4 奈良市障害者計画等策定について （ア）策定業務・スケジュール等について （イ）奈良市における障害者の現状について （ウ）アンケート調査について
令和2年11月24日	「奈良市の障害者福祉に関する市民アンケート」実施 （～令和2年12月28日）
令和2年12月16日	「事業所アンケート」実施（～令和3年1月31日）
令和3年3月9日	第2回奈良市障害者計画等策定委員会（書面開催） 1 市民アンケート及び事業所アンケートの調査報告 2 第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画の骨子 3 障害者福祉基本計画に関するご意見等について
令和3年9月17日	第3回奈良市障害者計画等策定委員会（書面開催） 1 計画の素案について
令和3年11月1日～ 11月30日	パブリックコメントの実施（～令和3年11月30日）
令和4年2月1日	第4回奈良市障害者計画等策定委員会 1 パブリックコメントの結果について 2 計画案について

パブリックコメントの実施結果

令和3年11月1日から令和3年11月30日までの間「第4次奈良市障害者福祉基本計画・第6期奈良市障害福祉計画・第2期奈良市障害児福祉計画」（素案）に対する意見募集を実施しました。寄せられた意見の概要と、寄せられた意見についての本市の考え方を次の通り示します。

▶意見の提出状況

意見の提出件数 13 件

ページと範囲：全体

件数 5 件

意見の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市内で聞こえない人が、いつでもどこでも情報を得られるように機器の整備をしてほしい。 ・ろう高齢者の介護サービス利用において意思疎通支援事業、コミュニケーション支援事業をもっと活用してほしい。 ・手話通訳者設置数を増やし、身分保障の観点から正職員にしてほしい。 ・手話奉仕員養成研修事業を夜間や土日に実施することを検討してほしい。 ・奈良市の小・中学校などへ手話講習を行う際のテキスト等を作成してほしい。障害に関する啓発として教育支援相談課と障がい福祉課の連携や情報交換をしっかりとしてほしい。
市の考え方	<p>本計画は本市の障害者福祉に係る理念や施策などを定めております。個別の事業に関することにつきましては、ご意見として事業を展開する上での参考とさせていただきます、本市の障害福祉のより一層の推進に努めてまいります。</p>

ページと範囲：P9-P17 / アンケート調査からみる現状

件数 1 件

意見の要旨	<p>《総論》で抽出されたアンケート結果が、計画内でどのように活かされているか、明記すべき</p>
市の考え方	<p>障害者福祉施策は多岐に渡ることから、アンケートの個別項目と施策ごとの関連付けは行いませんが、計画の策定過程ではアンケートで得られた皆様の貴重なご意見もふまえ、策定委員会において繰り返し協議を行った上で施策を決定いたしました。</p>

ページと範囲：P24 / 各施策における重点施策

件数 1 件

意見の要旨	<p>全体の整合性を鑑み、重点施策の「地域共生社会」について、計画における対応部分を明示、もしくは新設するか、文言を変更するか、項目自体を消去する、いずれかの対応をすべき。</p>
市の考え方	<p>地域共生社会の実現は、本市の基本理念の基礎となっている最も重要な概念であり、すべての施策において常に意識されるべきものであると考えておりますので、あえて対応部分を明示いたしませんでした。</p>

ページと範囲：P25-P44 / (第4次奈良市障害者福祉基本計画全般) 件数 1 件

意見の要旨

「現状と課題」欄の「取り組みます」「していきます」の文言を変えるべき。

市の考え方

ご意見のとおり、「現状と課題」の中に今後の施策方向性が書かれている項目があります。施策の方向性を示すことも重要と考えますので、このままの記載といたします。

ページと範囲：P58 / 施設入所者数の削減目標 件数 1 件

意見の要旨

地域生活への移行者数の目標を上方修正する必要がある。

市の考え方

ご意見にもとづき再度計画を確認したところ、第5期障害福祉計画の福祉施設の入所者の地域生活への移行者数の実績値に誤りがあったため修正しました。それに伴い第6期障害福祉計画の成果目標についての文章の変更を行いました。

ページと範囲：P60 / 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 件数 1 件

意見の要旨

地域生活支援拠点等の整備目標期間を前倒しさせるべき。

市の考え方

期間の前倒しは行いませんが、ご意見のように第5期の計画期間中に設置に至らなかった理由を検討し、早期に地域生活支援拠点等の設置ができるように努めてまいります。

ページと範囲：P86 / 理解促進研修・啓発事業 件数 1 件

意見の要旨

理解促進研修・啓発事業の成果目標を、オンラインセミナーの開催にすることを検討してほしい。

市の考え方

ご意見を参考に、オンラインセミナー開催も視野に入れて講演の開催を検討していきます。

ページと範囲：P88 / 成年後見制度利用支援事業 件数 1 件

意見の要旨

成年後見制度助成件数の見込値を下方修正する必要がある。

市の考え方

成年後見制度助成件数の見込値の設定に際しては、平成23年度の申立件数と今後の見込件数を加味してそれぞれ増加傾向で設定しています。

ページと範囲：P89 / 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣 件数 1 件

意見の要旨

手話通訳者派遣は令和3年度～令和5年度すべて2,500人ですが、どういう基準で決めているのかわかりません。派遣のニーズが増えることも想定してほしい。

市の考え方

手話通訳者派遣の延支援件数の見込値につきましては、平成30年度～令和2年度の実績から派遣件数の増加も想定した上で必要と見込まれる件数を計画値としております。

奈良市障害者計画等策定委員会名簿

氏名	所属	備考
山下 憲昭	大谷大学名誉教授	会長
安井 清悟	奈良市心身障害者・児福祉協会連合会会長	副会長
石原 均	奈良市社会福祉協議会事務局長	令和3年3月31日まで
濱田 真人	奈良市社会福祉協議会事務局長	令和3年4月1日から
梅林 聡介	奈良市自治連合会会長	令和3年5月26日まで
作間 泉	奈良市自治連合会会長	令和3年5月27日から
岡本 とも子	奈良市障害者施設長会議	
小野 加代子	奈良市障害者施設長会議	
萱森 満蔵	奈良公共職業安定所所長	令和3年3月31日まで
岡田 六良	奈良公共職業安定所所長	令和3年4月1日から
木下 理恵	奈良教育大学特任教授	
倉西 道明	奈良県中央こども家庭相談センター所長	
富和 清隆	東大寺福祉療育病院長	
中井 弘司	奈良市民生児童委員協議会連合会会長	

計画策定を終えて

奈良市でも少子高齢化が進み、障害者福祉の分野でも、8050問題といわれる老障介護の問題や障害者の重度化・高齢化、親亡き後など多くの課題があります。

将来にわたって住み慣れた地域で暮らしていけるよう、課題を当事者やその家族だけの問題とすることがないよう、当事者が社会とのつながりを持ち続けられるよう、理解促進・啓発に努めていくことや、誰もが我が事として考えていくことが求められています。

「地域共生社会」という考え方があります。これは制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。障害のある人もない人も生きがいをもって地域で暮らしていくための考え方になります。

この計画は、障害者福祉基本計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画の3つを一体化して策定しています。総論では3計画全体のことや市の現状を、各論ではそれぞれの計画について記載しました。障害者基本計画は、障害者のための施策に関する基本的な計画について、障害福祉計画・障害児福祉計画は障害福祉サービス等の提供体制確保のための目標等を記載しています。

計画の策定にあたっては、当事者ご本人、ご家族や障害福祉サービス事業者へのアンケート調査を実施させていただき、それらにもとづいて議論を重ねてきました。ご協力ありがとうございました。

「地域共生社会」を実現していき、「一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合い暮らしていけるわたしたちのまちづくり」を進めていくため、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

奈良市障害者計画等策定委員会

第4次奈良市障害者福祉基本計画 第6期奈良市障害福祉計画 第2期奈良市障害児福祉計画

発行：奈良市福祉部障がい福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080

